

平成 29 年海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業
(諸外国における貿易・投資障壁調査)

調 査 報 告 書

平成 30 年 3 月 16 日

西村あさひ法律事務所

第1編	本報告書の背景、目的及び概要	6
第2編	オーストラリア	9
第1章	就労ビザに関する法改正	9
第1節	法改正の目的と施行のスケジュール	9
第2節	TSS ビザの概要	9
1	Short-Term Stream と Medium-Term Stream	9
2	永住権の取り扱い	11
3	英語要件	11
4	無犯罪証明	12
第3節	小括	12
第2章	輸入食品に関する規制	13
第1節	輸入食品の検査の概要	13
第2節	褐藻 (Brown Seaweed) の輸入規制	13
第3節	肉エキス (Meat Extract) の輸入規制	14
第4節	輸入食品規制に関する法改正	15
第3章	港湾業務の寡占	17
第1節	港湾業務の競争状況	17
第2節	港湾業務の価格に対する ACCC の監視	17
第3節	Infrastructure charge の問題	18
第4節	小括	18
第4章	建築規制	20
第5章	農地賃貸借に係る規制の概要	22
第1節	外国人による農地賃借	22
1	概要	22
2	各要件の詳細	22
3	申請及び認可の手続き	25
4	オーストラリアの国益に反するか否かの判断基準	26
第2節	西オーストラリア州及びクイーンズランド州における農地賃貸借の手続	26
1	概要	26
2	西オーストラリア州	26
3	クイーンズランド州	27

第3節	農地の賃借後の負担	27
第4節	賃貸借契約において典型的に定められる条項	27
A.	一般的な賃貸借契約規定—オーストラリアにおける非農地又は非牧畜用地の賃貸借契約	27
B.	一般的な賃貸借契約規定—西オーストラリア州における州有の農地又は牧畜用地の賃貸借契約	34
C.	一般的な賃貸借契約規定—クイーンズランド州における州有の農地又は牧畜用地の賃貸借契約	38
第3編	ベトナム	41
第1章	農産物・加工食品の品質・安全性確保に関する認証・規格制度の法令調査	41
第1節	農産物・加工食品の生産段階における主な認証・規格制度	41
第1款	GAP	41
1	GAP とは	41
2	Global GAP	42
3	ASIA GAP	43
4	Viet GAP、その他の GAP	44
5	Basic GAP	47
第2款	HACCP	47
1	制度概要・規模	47
2	ベトナムにおける HACCP	48
第2節	農産物・加工食品の流通・輸入に関する主な認証・規格制度	52
第1款	食品の品質の安全性確保に関する規制	52
1	残留農薬に関する規制	52
2	食品添加物に関する規制	52
3	遺伝子組換え食品に関する規制	54
4	食品への放射線照射に関する規制	56
5	食品の容器包装に関する規制	57
6	牛海綿状脳症 (BSE) 対策に関する規制	58
第2款	食品の表示に関する一般的な規制	58
1	関係法令	58
2	概要	58
第3款	健康食品に関する規制	59
1	健康関連食品の分類	59
2	微量栄養素強化食品	60
3	機能性食品	63

第2章	農産物・加工食品の品質・安全性確保に関する認証・規格制度に関するヒアリング調査	67
第1節	ヒアリングの実施概要・方法	67
第2節	ヒアリング結果	67
第1款	GAPについて	67
1	要旨	67
2	ヒアリング結果の概要	68
第2款	その他規制の問題点	70
1	微生物基準が厳格である	70
2	微量栄養素(鉄と亜鉛、ヨウ素の添加)の添加が強制される	71
3	食品への使用が認められる添加物が国外と異なる場合がある	71
4	残留農薬の適正な検査・認証を行う機関が不十分である	71
5	QC/食品安全規制適合性公表認証の取得に係る問題	71
6	食品の原材料の品質管理に関する問題	72
7	HSコードに関する問題	72
第3節	今後の検討課題	72
第4編	タイ	74
第1章	食品の栄養強調表示・健康強調表示に関する規制についての法令調査	74
第1節	適用法令	74
第2節	栄養強調表示規制の概要	74
1	栄養素含有量強調表示 (Nutrient Content Claim)	74
2	栄養素比較強調表示 (Nutrient Comparative Claim)	75
第3節	健康強調表示規制の概要	76
1	健康強調表示の種類	76
2	健康強調表示マニュアル	76
3	栄養機能強調表示 (Nutrient Function Claims)	77
4	その他の機能強調表示 (Other Function Claims) 及び疾病リスク低減表示 (Reduction of Disease Risk Claims)	81
5	健康強調表示の承認・拒絶事例	83
第4節	栄養シンボル (Healthier Choice ロゴ)	84
1	関連法令	84
2	概要	84
3	栄養シンボルの認証・拒絶事例	85
4	栄養シンボル制度に関する外国当局からの照会事例	85
第2章	今後の検討課題	86

第1編 本報告書の背景、目的及び概要

日本の農林水産業及び食品産業にとって、海外、とりわけアジア・大洋州の成長市場を取り込んでいくことの重要性は、年々高まっている。もっとも、日本の農林水産業及び食品産業が海外展開又は輸出に取り組むにあたって、各国に存在する投資障壁及び非関税障壁の存在は必ずしも広く認識されているとはいえない。そのために、日本の農林水産業及び食品産業が海外展開又は輸出を躊躇する事態も生じているものと思われる。

また、かかる投資障壁及び非関税障壁が、国際協定や各国法令に照らして問題のある内容であれば、日本政府が各国との間で行っている、二国間政策対話や経済連携協定の見直しを通じて、又は紛争解決手段を戦略的に活用することで、是正を図ることが考えられる。

そこで、本委託事業においては、日本企業の海外進出支援を通じた海外法制の調査分析、及び通商交渉や通商紛争への従事を通じた貿易・投資障壁に関する調査分析の経験及び知見を有する西村あさひ法律事務所において、農林水産省からの委託を受け、以下の調査分析を行った。

まず、農林水産省との協議の上、調査対象国として、①農林水産物及び食品の有数の生産拠点であるのみならず、アジア・大洋州への輸出拠点としても有望であり、かつ、日本の農林水産物及び食品の消費地ともなり得るオーストラリア、②ASEAN の中でも経済成長が著しく、日本の農林水産物及び食品の消費地として有望なベトナム、並びに③ASEAN の中でも比較的成熟した経済基盤を持ち、日本の農林水産業及び食品産業の投資も活発なタイを選定した。

次に、各調査対象国について、デスクトップ調査又はヒアリング調査を通じて、日本の農林水産業及び食品産業が投資若しくは輸出を行うにあたって障壁となり得る、又は投資若しくは輸出を行うにあたって整備されることが望ましい法制度及び運用について検討した上で、農林水産省と綿密に協議し、調査対象国毎に特に検討すべき法制度及び運用を特定した。

具体的には、オーストラリアについては、ヒアリング調査において問題点として指摘された就労ビザに関する法改正、輸入食品に関する規制、港湾業務の寡占及び建築規制について、法制度及び運用の調査分析を行った。また、日系企業が現地において農地を賃借して農林水産物の生産を行う場合の心理的負担を軽減すべく、オーストラリアにおける農地の賃借に係る法制度の調査分析を行った。

ベトナムについては、まず、日本の食品関連企業がベトナム国内において事業展開するにあたって障壁となり得ると同時に、日本の食品や事業展開を促進する上でも有利に活用し得る、農産物及び食品の生産・流通段階において適用される認証・規格制度その他の法規制の内容を把握するために、農産物及び食品の生産段階における主な認証・規格制度として GAP 及び HACCP を、流通・輸入段階における主な認証・規格制度として、残留農薬規

制等の食品の品質の安全確保に関する諸規制、食品の表示に関する諸規制及び健康食品に関する諸規制について、デスクトップ調査を行った。さらに、デスクトップ調査により得られた法制度の状況を踏まえて、農林水産省と協議の上、農産物及び食品の生産管理に関する認証・規格制度の運用状況及び普及の程度や、ベトナム国内において農産物及び食品を製造・調達する上での実務上の課題等を把握するために、ベトナムにおいて事業展開している日系の食品関連企業に対してヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査に際しては、ベトナムにおける農産物及び食品の安全性及び品質確保に関する規格・認証制度の整備支援として、日本発の規格・認証制度(ASIA GAP や JAS 等)の導入可能性を今後検討するための前提として、特に、ベトナム国内の食品関連事業者・消費者間の GAP の認知度・普及度についての調査分析を行った。

タイについては、近年、少子高齢化や国民のライフスタイルの変化による生活習慣病患者の増加により健康関連食品への需要が増加することが見込まれていることに鑑み、健康食品に関連する法規制、具体的には、栄養強調表示規制、健康強調表示規制及び栄養シンボル制度に係る関連法令について、デスクトップ調査を行い、日系の健康食品関連企業が現地で事業展開するに際して障害となり得る法制度及び運用の状況について調査分析を行った。

最後に、以上の調査分析によって明らかになった課題を解決すべく、本報告書において提案を行っている。具体的には、オーストラリアについては、各障壁を撤廃又は緩和するための政策提言を、ベトナムについては、ASIA GAP その他農産物・加工食品の品質管理に関する日本の規格・認証制度が現地において受容されるための提言を、タイについては、食品への健康強調表示に係る承認の取得が事実上困難であるとの課題を解決するために今後行うべき検討内容について、提言を行っている。

本調査に際して多くの方々のお力を得たため、本編において記載したい。

本報告書は、タイ、ベトナム及びオーストラリアのステークホルダー、具体的には、現地に於て農林水産業に関する投資を行っている、又は現地に農林水産物若しくは食品を輸出している日系企業の他、日本貿易振興機構、法律事務所等へのヒアリング結果に基づいている。多忙な中時間を割いてヒアリングに快く応じてくださり、また、日本の農林水産業の現地進出又は輸出に係る障壁についての貴重な示唆をくださったステークホルダーの方々に、心よりの謝意を示したい。

次に、本調査のうち、オーストラリアにおける各種規制の調査について、オーストラリアに拠点を構える法律事務所である Ashurst LLP に多大な協力を得た。同法律事務所の高い専門性に基づく調査協力に対し、謝意を表したい。

本報告書は、西村あさひ法律事務所の弁護士である藤井康次郎、小林和真呂、葛西陽子、前澤友規及び中澤優子を中心となり執筆したものであり、ベトナム及びタイの現地法令の調査分析にあたっては、それぞれ、ホーチミン事務所及びハノイ事務所、タイについ

てはバンコク事務所の弁護士等の多大なる協力を得た。

本報告書が、日本の農林水産業及び食品産業の海外進出の一助となれば幸いである。

第2編 オーストラリア

第1章 就労ビザに関する法改正

第1節 法改正の目的と施行のスケジュール

2017年4月18日、オーストラリア政府は現行の就労ビザ(Subclass 457 Visa)を廃止し、新たな就労ビザ(Temporary Skill Shortage Visa。以下「TSS ビザ」という。)を導入することを発表した。この改正は、外国人に対する就労ビザの発給対象をオーストラリア人労働者では対応できない技能を要する仕事に限定し、オーストラリア人労働者の雇用を確保するという「Australian workers first」の実現を目的としている¹。

2017年4月18日の法改正発表から、現行の Subclass 457 Visa は段階的に厳格化されており、2018年3月には完全に廃止された上で、TSS ビザに切り替えられる予定である²。法改正後の大きな変更点としては、(i)ビザ申請の可能な職業が限定され、(ii)永住ビザへの移行が困難になり、(iii)無犯罪証明が義務化されること等が挙げられる。詳細については第2節にて詳述する。

第2節 TSS ビザの概要

1 Short-Term Stream と Medium-Term Stream

2018年3月から導入される TSS ビザには、ビザの有効期間が2年までの Short-Term Stream と4年までの Medium-Term Stream が設けられている。現時点で詳細が明らかにされていない部分があるものの、公表済みの資料によれば、それぞれ概要は以下のとおりである^{3 4}。

¹ 2017年4月18日付のプレスリリース (<http://minister.homeaffairs.gov.au/peterdutton/2017/Pages/putting-australian-workers-first.aspx>) 参照。

² 2018年2月28日現在において、TSS ビザの施行日は未定である。

³ 「Fact sheet one: Reforms to Australia's temporary employer sponsored skilled visa program – abolition and replacement of the subclass 457 visa」 (<https://www.homeaffairs.gov.au/WorkinginAustralia/Documents/abolition-replacement-457.pdf>) 参照。

⁴ 日本貿易振興機構(ジェトロ)シドニー事務所 ビジネス展開支援部 ビジネス展開支援課「オーストラリア就労ビザ-457 ビザ廃止にともなう段階的改正、および新就労ビザ(TSS)施行までの概要-」 (https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2016/07001584/rpAu_201708rv.pdf) 20 頁参照。

ビザの種類	Short-Term Stream	Medium-Term Stream
目的	適切な技能を有するオーストラリア人労働者を雇用することができない場合に、 <u>一時的に</u> 外国人労働者を雇用してスキルギャップを埋めること	適切な技能を有するオーストラリア人労働者を雇用することができない場合に、 <u>高度なスキルを有し、付加価値の高い、より限定された職種について</u> 外国人労働者を雇用すること
ビザ有効期限	2 年	4 年
ビザ更新	オーストラリア国内で 1 回のみ	オーストラリア国内で可能。回数の制限なし。
職業リスト ⁵	STSOL (The Short-term Skilled Occupation List)	MLTSSL (The Medium and Long-term Strategic Skills List)
英語要件	IELTS 各パート最低 4.5 点、オーバーオールスコア 5 点	IELTS 各パート最低 5 点
永住権	不可 一時的な滞在であることが必要	可能
ビザ申請料金	1, 150 豪ドル	2, 400 豪ドル

さらに、Short-Term Stream 及び Medium-Term Stream とともに下記の要件が課せられる。

- ① 2 年以上の関連する職務経験
- ② 労働市場テスト (Labour Market Testing requirement) の実施
 - ✓ 雇用者が当該ポストについてオーストラリア市民・永住者に対して求人を行い採用できなかったことを確認する必要あり
 - ✓ ただし、日豪 EPA により日本国民には適用されない⁶
- ③ 最低市場賃金率 (53, 900 豪ドル) 以上の賃金支払い
- ④ 無犯罪証明の取得
 - ✓ 過去 10 年間に 12 か月以上居住した国 (ただし 16 歳以上から居住した国に限る) からの証明書が必要⁷

⁵ STSOL 及び MLTSSL に掲載されている職業については、オーストラリア内務省 (Department of Home Affairs) のホームページ (<https://www.homeaffairs.gov.au/trav/work/work/skills-assessment-and-assessing-authorities/skilled-occupations-lists/combined-stsol-mltssl>) から確認することができる。

⁶ 附属書 10 (第 12 章 (自然人の移動) 関係) 自然人の移動に関する特定の約束の第 1 編 (オーストラリアの特定の約束) の 2. に「Australia shall not impose or maintain ... the requirement of an economic needs test」と規定されているためである。

⁷ オーストラリア内務省 (Department of Home Affairs) のホームページ (<http://www.homeaffairs.gov.au/Trav/Visa/Char>) 参照。

⑤ 無差別雇用テストの実施⁸

⑥ 研修ファンド(Skilling Australians Fund)への出資

- ✓ オーストラリア人の若手雇用を推進するための研修ファンド(今後 4 年間で 15 億豪ドル規模となる想定)が設立される予定で、TSS ビザ対象者 1 人あたりについて(i)年間売上高 1,000 万豪ドル未満の企業については 1,200 豪ドル、(ii)年間売上高 1,000 万豪ドル以上の企業については 1,800 豪ドルの支払いが必要⁹

これらの要件のうち、ヒアリングを行った企業から特に関心が示されたものについて、下記にて詳述する。

2 永住権の取り扱い

現行の Subclass 457 Visa で 2 年以上就労した場合、永住ビザを申請することが可能だったが、TSS ビザのうち有効期間が 2 年間の Short-Term Stream では、永住権の申請が認められなくなった。ヒアリングでは、日系企業の駐在員のほとんどは永住権の取得を希望していないと思われるが、コックや美容師としてオーストラリアで就労し、永住権を取得して独立開業を目指す人々にとっては重大な影響を与える変更事項であるとの指摘があった。実際に、TSS ビザの職業リストでは、Cook¹⁰も Hairdresser¹¹も STSOL に分類されており、Short-Term Stream でしか TSS ビザを取得することができない。日本料理の料理人や、日本で高い技術を習得した美容師等については、オーストラリア人労働者の雇用とは直接競合しないとも考えられるため、例外的に Medium-Term Stream の対象とするようオーストラリア政府に要請することも考えられる。

3 英語要件

英語要件については、海外企業に雇用されている駐在員で年収が 964,000 豪ドル以上の

⁸ 前掲・注 3 のファクトシートによれば、オーストラリア人労働者を雇用差別していない旨の無差別雇用テストの実施についても求められているが、このテストの詳細については未発表である。

⁹ 2018 年 2 月 12 日付で法案が代議院(下院)で可決され、2 月 28 日現在、元老院(上院)で審議中である。

¹⁰ 職業リストには、オーストラリア統計局(Australian Bureau of Statistics)の ANZSCO(Australian and New Zealand Standard Classification of Occupations)に従って職種が記載されているところ、Cook は、「COOKS prepare, season and cook food in dining and catering establishments.」と規定されており、Chef(ANZSCO において「CHEFS plan and organise the preparation and cooking of food in dining and catering establishments.」と定義されている。)、Fast Food Cooks、Kitchenhands(調理助手)とは区別されている。なお、Chef は MLTSSL に分類されている。

¹¹ ANZSCO において「HAIRDRESSERS cut, style, colour, straighten and permanently wave hair, and treat hair and scalp conditions.」と定義されている。

者については免除とされているが、それ以外の者については年収による免除規定は設けられていない。職場や職種によっては英語によるコミュニケーションの比重が大きいものがあると思われるため、英語要件に例外規定を設けるよう要請することも考えられる。

4 無犯罪証明

ヒアリングでは、母国以外にも過去 10 年間に 12 か月以上居住した国について無犯罪の証明書の取得が義務付けられたことに懸念が示された。国によっては、無犯罪証明の取得方法が明示されておらずビザ申請者に大きな負担が生じることも考えられるため、ビザ申請者の落ち度によらずに無犯罪証明が取得できなかった場合の救済措置を設けるよう、オーストラリア政府に要請することも考えられる。

第 3 節 小括

今回の就労ビザの改正により、ビザの取得の手続き・要件がともに厳格化され、従前よりも就労ビザの取得が困難となっている。日本語の能力や日本で培った技術を利用する職種・ポスト等、日本人労働者を雇用する必要性の高いものについては、就労ビザを発給してもオーストラリア人労働者の雇用が脅かされることにはならないため、そのような場合には柔軟にビザが発給される運用とするようオーストラリア政府に求めていく必要があると思われる。

第2章 輸入食品に関する規制

第1節 輸入食品の検査の概要¹²

オーストラリアに食品を輸入するにあたっては、農業水資源省 (Department of Agriculture and Water Resources) の定める検疫上の要件¹³を満たした上で、1992 年食品管理法(The Imported Food Control Act 1992)及びオーストラリア・ニュージーランド食品基準コード(Australia New Zealand Food Standards Code)の定める検査を受ける必要がある。この検査では、輸入食品のうち、中～高の健康リスクがあるものを「risk food」、その他の全ての食品を「surveillance food」と分類して行われる。この分類はFSANZ (Food Standards Australia New Zealand)によって行われ、ホームページ上で公表されている¹⁴。

「risk food」の場合、最初に輸入品の 100%について検査を行うものとされており、5 回連続で検査を通過した場合に、検査率を 100%から 25%まで減少させることができ、さらに 20 回連続で検査を通過した場合に、検査率が 25%から 5%まで減少させることができるとされている。なお、検査に通過しない輸入品があった場合、検査率は 100%に戻るようになる。「risk food」については、検査結果が判明するまでは輸入品を販売することができず、所定の基準を満たさず検査を通過しなかったものについては輸入が認められない。

他方、「surveillance food」の場合、輸入品の 5%について検査が行われ、検査が完了する前でも輸入品を販売することができる。検査に通過しない輸入品があった場合、必要に応じて州の食品規制当局によって回収等の措置が採られる。その後の検査率については、5 回連続で検査に通過するまでは 100%となり、検査結果が判明するまでは輸入品を販売することができなくなる。

第2節 褐藻(Brown Seaweed)の輸入規制

ヒアリングでは、日本産の昆布が上記の輸入食品検査の基準を満たさずオーストラリアに輸出できないとの指摘があった。褐藻(Brown Seaweed)は、褐藻に含まれるヨウ素の過

¹² 農業水資源省の輸入食品検査に関するホームページ (<http://www.agriculture.gov.au/import/goods/food/inspection-compliance/inspection-scheme>) 参照。

¹³ 検疫上の要件については、農業水資源省の専用ウェブサイト (<https://bicon.agriculture.gov.au/BiconWeb4.0/>) で詳細を確認することができる。

¹⁴ <http://www.foodstandards.gov.au/consumer/importedfoods/Pages/FSANZ-advice-on-imported-food.aspx>

剰摂取による甲状腺への悪影響を理由に、FSANZ による分類で「risk food」とされており、1,000 mg/kg を超えるヨウ素を含有する褐藻の輸入は認められていない¹⁵。日本食品標準成分表 2015 年版(七訂)¹⁶によれば、乾燥昆布(まこんぶ)のヨウ素含有量は 2,000 mg/kg とされているから、一般的に、日本産の昆布はオーストラリアの輸入基準の 2 倍のヨウ素を含有しているといえる。そのためオーストラリアでは、日本産の昆布は輸入されておらず、相対的にヨウ素含有量の少ない韓国産の昆布が輸入されている¹⁷。

上記のヨウ素含有量の上限値(1,000 mg/kg)は、FSANZ による褐藻に関する Imported food risk statement によれば、オーストラリアにおける褐藻の消費量についての推計値を出すのに必要な調査が行われていないために、オーストラリア人のあらゆる性別・年齢層の人口が高いレベルで褐藻を消費しているという想定の下で定められたものである。Imported food risk statement には、オーストラリアにおける褐藻の消費量に関する追加調査が行われない限り、現時点で現状の上限値に対する変更は正当化できないと記載されているが、昆布自体の認知度が低く昆布を食べる習慣がほとんどないオーストラリアにおいて¹⁸、全てのオーストラリア人が高いレベルで褐藻を消費しているという前提の下で設けられた基準に合理性があるといえるかは疑問である。ヨウ素の過剰摂取の問題については、一日あたりのヨウ素摂取可能量等の必要な情報提供とともに個々の商品のヨウ素含有量を明記させることでも対応できるように思われる。したがって、オーストラリア政府に対しては、ヨウ素含有量の上限値を超える褐藻の輸入を認めないという現状の規制を改めるよう求めることが考えられる。

第 3 節 肉エキス (Meat Extract) の輸入規制

ヒアリングでは、オーストラリアへのインスタントラーメンの輸出にあたって、インスタントラーメンに含まれる肉エキスの輸入許可に必要な手続きが煩雑であることから、事実上輸出ができないという指摘があった。肉エキスは上記第 2 節で述べた褐藻と異なり「risk food」には分類されていないが、検疫上の手続きである BICON(Biosecurity Import Conditions)に従って、オーストラリアに商品が到着する前に輸入許可を取得する必要がある。

¹⁵ FSANZ による褐藻に関する Imported food risk statement(<http://www.foodstandards.gov.au/consumer/importedfoods/Documents/Brown%20seaweed%20and%20Iodine.pdf>) 参照。

¹⁶ 文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会「日本食品標準成分表 2015 年版(七訂)」(http://www.mext.go.jp/a_menu/syokuhinseibun/1365295.htm)

¹⁷ 日本貿易振興機構(ジェトロ)シドニー事務所 農林水産・食品部 農林水産・食品課「オーストラリアにおける日本食材の販売事例調査」(https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2017/9ddeb5de1d1b828/japanesefood_au201703.pdf) 29 頁参照。

¹⁸ 前掲 17)・29-30 頁参照。

ある。輸入許可にあたり、肉エキスに関する商品(肉ベースの調味料)は下記のとおり分類されている¹⁹。なお、いずれも識別できる固形の肉片は含まないものとされている。

牛肉を含む	①肉成分 5%以上
	②肉成分 5%未満
牛肉を含まない	③肉成分 5%以上
	④肉成分 5%未満

①乃至④のいずれについても、「meat based flavours product questionnaire²⁰」を記載する必要がある。①については、製造に利用された畜牛に関する詳細な情報を含む輸出国政府による検査証明書(veterinary certificate)が、②については、(i)中心温度 100 度以上の加熱処理を最低 30 分以上行っており、肉生分が 5%未満であること等に関する製造者証明書(manufacturer's declaration)と(ii)製造に利用された畜牛の出生地、生育地及び屠殺地が BSE リスクスコアが安全なカテゴリーに属する国であることを示す輸出国政府による証明書が必要になる。③については、製造に利用された肉の種族等に関する輸出国政府による証明書が、④については、中心温度 100 度以上の加熱処理を最低 30 分以上行っており、肉生分が 5%未満であること、牛肉を含んでいないこと、完成品でありそのまま販売できるものであること等に関する製造者証明書が必要となる。このように、肉エキスに使われる原材料についても詳細な情報を示すことが求められている。

日本で製造されるインスタントラーメンに使用される肉エキスについては、メーカーが原産地を公表していなかったり、他国産の原材料が使われており把握できていないケースがあるため²¹、輸入許可に必要な証明書が準備できないという事態が生じている。肉エキスに関するオーストラリアの輸入規制は、輸出する事業者には過度な負担を課すものであるとして、手続きの簡素化を求めることが考えられる。

第 4 節 輸入食品規制に関する法改正

現在、輸入食品のモニタリングを強化し、安全性を高めるため、オーストラリア連邦議

¹⁹ 牛肉に関して、BSE リスクスコアが安全なカテゴリーに属さない国からの輸入は認められていないため、上記の表では、BSE リスクスコアが安全なカテゴリーに属する国(日本もこれに当たる)からの輸入についてのみ記載している。

²⁰ <https://bicon.agriculture.gov.au/BiconWeb4.0/ViewElement/element/GetFile?elementPK=555543&fileResourcePK=351514>

²¹ 前掲 17)・24 頁参照。

会で、「Imported Food Control Amendment Bill 2017」が審議されている²²。法改正の概要は以下のとおりである。

- ① 輸入業者に対して、サプライチェーンを通じて安全基準を遵守していることを示す書類の作成を求める
- ② オーストラリア政府が輸入食品に関する緊急事態に際して採り得る権限を拡大し、特定の食品の安全性に問題が生じた場合に当該食品を留め置くことができるようにする
- ③ 輸入食品の分類が「risk food」と「surveillance food」の 2 種類から、より詳細に分類されることになり、特定の種類の食品について個別に検査率を定めることができるようにする
- ④ オーストラリアの基準と同等の食品安全基準を有する国からの輸入食品について、検査を簡略化する
- ⑤ 罰則の強化
- ⑥ 輸入業者に対して輸入食品のトレーサビリティを記録することを求める

多くの規定が 2018 年中に施行される見込みだが、この法案が可決される時期は未定である。なお、サプライチェーンの安全基準遵守とトレーサビリティの記録に関する輸入業者の義務については、改正法の成立後、施行までに 12 か月の猶予期間が設けられる予定である。

²² オーストラリア連邦議会のホームページ
(https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r5894) 参照。

第3章 港湾業務の寡占

第1節 港湾業務の競争状況

オーストラリアでは、コンテナ港がメルボルンに2つ存在する他は、シドニー、ブリスベン、フリーマントル及びアデレードに1つずつしか存在せず、いずれの港も接岸施設のスペースが限られていることから、港湾業務(Container stevedoring)への参入障壁が高く、活発な競争は行われていなかった。これまで、DP World Australia(以下「**DP World**」という。)及びPatrick Terminals(以下「**Patrick**」という。)の2社が、アデレードを除く全てのコンテナ港において、均等にシェアを分配していた²³ ²⁴。港湾業務が2社の寡占状況であることについては、日本企業から、サービス改善・コスト削減のための企業間競争が発生しないことを理由に改善を要望されていたところであり²⁵、今回のヒアリングでも港湾業務の寡占が物流コストを押し上げている1つの要因であるという指摘があった。

もともと、近時では港湾施設の拡張に伴って新規参入が実現したことにより競争状況が改善されており、Hutchison Ports Australia(以下「**Hutchison**」という。)が、2013年1月にブリスベンで、同年11月にシドニーで操業を開始しており、長期間続いたDP WorldとPatrickによる寡占体制が破られた。さらにVictoria International Container Terminal(以下「**VICT**」という。)が、2017年4月にメルボルン港で操業を開始している。新規参入者であるHutchisonとVICTがDP WorldとPatrickのシェアに食い込むことによって今後も活発な競争が持続することが期待されている。

第2節 港湾業務の価格に対するACCCの監視

オーストラリア政府においてもウォーターフロントサプライチェーンにおける生産性の改善とコストカットの必要性は認識されており、1998年よりACCC(Australian Competition & Consumer Commission、オーストラリア競争・消費者委員会)による港湾業務の価格調査が行われている。具体的には、アデレード、ブリスベン、バーニー、フリーマントル、メルボルン及びシドニーにおける港湾業務の価格、費用及び収益がモニタリングの対象となっており、このモニタリング結果は、毎年Container stevedoring monitoring reportに纏められている。

²³ アデレード港はDP World Adelaide(後のFlinders Adelaide)が港湾業務を行っていた。

²⁴ 「Container stevedoring monitoring report 2016-2017」
(<https://www.accc.gov.au/publications/container-stevedoring-monitoring-report/container-stevedoring-monitoring-report-2016-17>)5頁参照。

²⁵ 貿易・投資円滑化ビジネス協議会「2015年版 各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望 オーストラリアにおける問題点と要望」(<http://www.jmcti.org/mondai/pdf/p201.pdf>)参照。

2016-2017 年版のレポートによれば²⁶、(i)上記第 1 節で述べた新規参入による競争の活発化や、(ii)海運業者が経営統合により価格交渉力を強めたことや、20 フィートコンテナに代えて 40 フィートコンテナの利用が増加したことによるリフトの利用回数の減少等により、港湾業者の TEU(Twenty-foot Equivalent Unit、20 フィートコンテナ換算)あたりの収益が減少傾向にあり、ACCC による価格調査が始まった 1998-99 年と比較して、2016-17 年では TEU あたりの収益が 43%減少している。(その一方で、TEU あたりのコストも 46%減少している。)このように、ACCC の価格監視が開始されて以来、港湾業務の競争状況は改善基調にあると言える。

第 3 節 Infrastructure charge の問題²⁷

港湾業務を巡る近時の論点として、DP World と Patrick がシドニーとフリーマントルで新たに導入し、メルボルンで大幅に増額した Infrastructure charge の問題がある。Infrastructure charge はコンテナの運搬・集荷を行うトラック・鉄道事業者に対して課される手数料であり、DP World と Patrick の説明によれば、大型化する船舶への対応等のインフラ投資や増加するオペレーションコストに充当されるとのことである。この手数料の導入・増額により DP World と Patrick の 2 社合計で 7000 万豪ドルの収益増加(5~6%のユニットあたり収益の増加)につながることが見込まれている。

これに対しては、トラック・鉄道事業者は海運業者から指示された場所に配送・集荷に行かねばならず港湾業者を選択できない立場にある上、増加したコストを荷主である海運業者に対して転嫁することも難しいことから、運送事業者から強い批判がなされている。運送事業者の業界団体は、Infrastructure charge の徴収が 2010 年競争・消費者法に違反する市場支配力の濫用、非良心的行為又は不公正な契約条件に該当すると主張している。ACCC は、Infrastructure charge の徴収に関してこれまでいかなる違反も認定していないが、2016-2017 年版のレポートでは、Infrastructure charge が運送事業者に与える影響について翌年のレポートにおいてさらに調査を進めると記載されている²⁸。

第 4 節 小括

オーストラリアにおける港湾業務については、港湾設備の拡張によって新規参入が実現し競争が活発化している一方、Infrastructure charge の問題に象徴されるように、従前

²⁶ 前掲注 24)・6 頁、8 頁参照。

²⁷ 前掲注 24)・9-13 頁参照。

²⁸ 前掲注 24)・13 頁参照。

より港湾業務市場において独占的な地位を占めていた企業が市場支配力を濫用する事態も想定される。オーストラリアにおける港湾業務の公正な競争の促進に向けて、必要に応じて、オーストラリア政府に対して 2010 年競争・消費者法より厳格なエンフォースメントを求めることも考えられる。

第4章 建築規制

オーストラリアでは、National Construction Code (NCC)が、建築物の設計・建設及び配管・排水に関する基準を定めており、The Building Code of Australia (BCA)及び The Plumbing Code of Australia (PCA)から構成されている²⁹。BCA では、建築物の用途等を踏まえて想定されるリスクに応じて、建築物を Class 1 から Class 10 までに分類しており、この Class によって異なる基準が適用される。さらに、オーストラリアの各州においてもそれぞれの建築規制が存在し、BCA との適用関係もそれぞれの規制内容によって異なっている。

農業用の建築物については、多くの場合、Class 7(主に倉庫等が分類される)又は Class 8(主に工場等が分類される)に分類されるが、BCA の Part H3(Farm Buildings and Farm Sheds)に特別規定(concession)が設けられており、「farm building³⁰」及び「farm shed³¹」に該当する建築物について多くの点で基準が緩和されている。例えば、「farm building」については、消火活動用に必要な水の供給量の基準が下げられており、「farm shed」については、他の建築物又は境界線から 6m 以上離れている場合に耐火性に関する基準が免除されている。これに加えて、例えば、クイーンズランド州³²、ヴィクトリア州³³及び南オーストラリア州³⁴では農業用建築物について BCA の規定からさらに緩和した基準が設けられており、BCA と抵触する範囲において州の規定が優先する建て付けとなっている。このように、州によってそれぞれ建築規制の基準が異なる場合があるため、特定の州の規制が投資を行う上で障害となる場合には、より緩やかな基準を採用している他の州の規制を引き合

²⁹ BCA 及び PCA は Australian Building Codes Board の ホーム ペ ー ジ (<https://www.abcb.gov.au/Resources/Publications/NCC/NCC-2016-Complete-Series>) から、無料の会員登録を行った上で入手することができる。

³⁰ farm building とは、主に農業に利用される土地上の、Class 7 又は Class 8 に分類される建築物で、(i) 農業に関連して利用されるか、主に農業用車両の保管のために利用されるか、又はその双方に該当するか、(ii) 収容する人員の合計数が常に 8 人を超えず、かつ、床面積 200 m²あたり 1 人を超えず、(iii) 合計の床面積が 3500 m²以下であるものを指す(BCA A1.1)。

³¹ farm shed とは、主に農業に利用される土地上の、Class 7 又は Class 8 に分類される平屋建ての建築物で、(i) 農業に関連して利用されるか、主に農業用車両の保管のために利用されるか、又はその双方に該当するか、(ii) 頻繁にも長期間にも人に占有されることなく、(iii) 収容する人員の合計数が常に 2 人を超えず、(iv) 合計の床面積が 500 m²超 2000 m²以下であるものを指す(BCA A1.1)。

³² Queensland Development Code Part 3.7 - Farm buildings(<http://www.hpw.qld.gov.au/SiteCollectionDocuments/QDCMP3.7FarmBuildings.pdf>) 参照。

³³ Authorised Version Building Amendment Farm Buildings) 2014 S.R. No. 173/2014([http://www.legislation.vic.gov.au/Domino/Web_Notes/LDMS/PubStatbook.nsf/93eb987ebadd283dca256e92000e4069/9325F68788EF889ACA257D78001B1E7E/\\$FILE/14-173sra%20authorised.pdf](http://www.legislation.vic.gov.au/Domino/Web_Notes/LDMS/PubStatbook.nsf/93eb987ebadd283dca256e92000e4069/9325F68788EF889ACA257D78001B1E7E/$FILE/14-173sra%20authorised.pdf)) 参照。

³⁴ Minister's Specification SA H3.2 Concessionns for farm biuldings 2015 edition(https://www.sa.gov.au/_data/assets/pdf_file/0008/158363/Ministers_Specification_SA_H3.2_Concessions_for_farm_buildings_2015_edition.pdf) 参照。

いにオーストラリア政府・州政府に対して基準の見直しを求めることも考えられる。

ヒアリングでは、ビニールハウスについてオフィススペースに適用されるものと同様の規制が適用され、洪水防止のための高床化を求められた例が指摘された。BCA A3.3 及び 3.4 によれば、1 つの建物が複数の目的に利用されている場合、床面積の 10%超を占める目的に応じて Class の分類分けがなされ、2 つ以上の分類に該当した場合には、建物全体について、それぞれの分類に関する基準が適用されると規定されている。そのため、ビニールハウスとオフィススペースが密接しているような場合には、上記の BCA の規定に基づきビニールハウスを含む建築物全体に対してオフィススペースに要求される厳しい建築規制が適用されることもあり得る。上記の例のように、基準の具体的な適用にあたって不合理な結果が生じることのないよう、オーストラリア政府に適切な運用を求めることが考えられる。

第 5 章 農地賃貸借に係る規制の概要

第 1 節 外国人による農地賃借

1 概要

「外国人」(foreign persons 後に定義する。)がオーストラリアに所在する農地を賃借するには、オーストラリアの連邦法である The Foreign Acquisitions and Takeovers Act 1975 (Cth) (以下「**FATA**」という。)に基づき、外国投資審査委員会・Foreign Investment Review Board (以下「**FIRB**」という。)に対して申請を行い、認可を得ることが必要となる可能性がある。

具体的には、「外国人」が、「申請対象行為」(notifiable action)をしようとする場合、行為前に FIRB に対して申請をし、認可を得る必要がある。また、当該行為が「重要な行為」(significant action)に該当する場合、FIRB は、当該行為が豪州の国益(national interest)に反すると考える場合に、当該行為を中止させることができる。そして、農地の賃借は、「申請対象行為」にも「重要な行為」にも該当する可能性がある。

以下、各要件について詳述する。

2 各要件の詳細

(1) 「外国人」

次のとおり、FATA 第 4 条において「外国人」は広く定義されており、オーストラリアにおいて会社を設立する場合であっても、当該会社の株主が日本人又は日本法人である場合には、「外国人」に該当する。

- (a) オーストラリアに常駐していない個人、
- (b) オーストラリアに常駐していない個人、外国会社又は外国政府が、実質的な権利(substantial interest 関係当事者を含めて 20%)を保有している会社、
- (c) いずれもオーストラリアに常駐していない 2 以上の個人、外国会社又は外国政府が、合計して実質的な権利(aggregate substantial interest 関係当事者を含めて 40%)を保有している会社、
- (d) オーストラリアに常駐していない個人、外国会社又は外国政府が、実質的な権利(substantial interest 関係当事者を含めて 20%)を保有している信託の受託者、
- (e) いずれもオーストラリアに常駐していない 2 以上の個人、外国会社又は外国政府が、合計して実質的な権利(aggregate substantial interest。関係当事者を含めて 40%)を保有している信託の受託者、及び

(f) 外国政府又は外国政府投資家(government investor)

(2) 「申請対象行為」及び「重要な行為」

「外国人」による「オーストラリアの土地の権益」(interest in Australian land)は、権益の価値が基準を上回れば、「申請対象行為」にも「重要な行為」にも該当する。

「オーストラリアの土地の権益」とは、次のとおり、広く定義されている。

- (a) 賃貸又はライセンスに基づく権利及びユニットトラストにおけるユニットを除くオーストラリアの土地に係る法的権利若しくは衡平法上の権利(a legal or equitable interest in Australian land)、
- (b) オーストラリアの土地を占有する権利を与える賃貸又はライセンスのうち、契約期間が5年を超えることが合理的に予想されるもの、及び
- (c) オーストラリアの土地に係る組織(entity)の株式又はユニットの取得

権益の価値に係る基準は、土地の種類によって異なるところ、農地(agricultural land)については、次のとおりである。

農地とは、「一次生産事業」(primary production business)のために使用されている、又は合理的に使用され得るオーストラリアの土地のことをいう。一部のみがかかる定義に当たる土地も全体として農地とされる。

「一次生産事業」とは、Income Tax Assessment Act 1997 (Cth)995-1 項において、次のとおり定義されている。

- (i) いかなる物理的な環境においてなされるかを問わず、植物若しくは菌類又はそれらの製品又は要素(種子、孢子若しくは球根又はそれらに類するものを含む)を耕作又は繁殖させること、
- (ii) それ自体又はその身体的な生産物を販売する目的で動物を飼育すること(自然増を含む)、
- (iii) 生産した原材料から乳製品を製造すること、
- (iv) 倒木することを目的として農場又は森林において木を植え又は世話をすること、及び
- (v) 農場又は森林において倒木した木又は木の一部を、粉碎若しくは加工する場所又は当該場所へと移動させること

FIRB は、当該土地が「一次生産事業」のために合理的に使用され得るか否かを評価するにあたって、次の要素を考慮する。

- (i) 一次生産事業が当該土地区域(land zone)において許容されているか、許容されている場合には一次生産事業を行うにあたっていかなる許認可が必要とされているか、
- (ii) 当該土地が近年一次生産事業に使用されていたか、使用されていなかった場合はその理由(例えば、干ばつや森林火災)、
- (iii) 当該土地の特徴(規模や必要なインフラから離れている程度を含む)及び当該土地が一次生産事業に資するものかどうか、並びに
- (iv) 当該土地が賃貸されている場合には、当該賃貸において一次生産事業が明示的に許容又は禁止されているか(当該賃貸において一次生産事業が許容されているのであれば、賃借人の意図に関わらず、FIRB はそのことを当該土地が一次生産事業のために合理的に使用され得ることを示す決定的な証拠と捉える。一方、当該賃貸において一次生産事業が禁止されていたとしても、当該土地は一次生産事業のために合理的に使用され得ると判断される可能性がある。)

一方、次のいずれかの要件に該当すれば、当該土地が全体として又はその大部分が一次生産事業に使用されていない限り、農地には該当しない。

- (i) 一次生産事業のために使用するにあたり政府機関の承認が必要となる土地区画、
- (ii) 一次生産事業のために使用することが許容されている土地区画であって、
 - (A) 当該土地区画が一次生産事業のために使用することが禁止される土地区画へと区画変更することの申請が政府機関に対してなされているもの、若しくは
 - (B) 採掘場所、石油若しくはガス井、採石場、若しくは採掘若しくは生産に係る活動がなされる場所を当該土地上に設置することに係る許可申請が政府機関に対してなされているもの、又は
- (iii) 1 ヘクタール以下の土地

農地については、権益の価値に係る基準は、**15 百万豪ドル**である。

かかる価値には、次のものが含まれる。

- (i) 当該農地に係る権利の「対価」(consideration)として支払われた額、及び
- (ii) 外国人及びその関連当事者が有する当該農地に係る全ての権利の価値

農地の特定の部分を取得する投資家はいずれも関連当事者に含まれる可能性が高いので、取得対象となる農地の価値には、当該投資家が保有する他の農地の価値も含まれる可能性が高い。

「対価」には、次のものが含まれる。

- (i) 借地権の取得のための前払金(any upfront initial payments)、
- (ii) 当該オーストラリアの土地に係る便益のために定期的に支払う額(賃貸借契約に基づき支払う賃料)、及び
- (iii) 賃貸借契約において定められている場合には、当該賃貸借契約の延長又は更新のために支払われるであろう額

3 申請及び認可の手続き

FIRB による認可の申請は FIRB のウェブサイトを通じて電子的な方法で行う。

FIRB の公表しているガイドラインによれば、申請に際して提供されることが想定されている情報には、次のものが含まれる。

- (a) 予定されている取引に関与する外国人に係る情報(直近の財務諸表等を含む)、
- (b) 予定されている取引に関する広範な要約及び取得される権利に係る計画、及び
- (c) 予定されている取引がオーストラリアの国益に合致するか否かについての見解

また、申請に際しては申請費用の支払いが必要となる。申請費用は、農地の取得については、次の額である。

- (a) 権利の取得の対価が 2 百万豪ドル以下の場合:2,000 豪ドル
- (b) 権利の取得の対価が 2 百万豪ドル超 10 百万豪ドル以下の場合:25,300 豪ドル
- (c) 権利の取得の対価が 10 万豪ドル超の場合:101,500 豪ドル

FIRB は、申請を受け付けてから 30 日の間に、当該権利の取得がオーストラリアの国益に反するとして当該権利の取得を禁止するか否かの審査を行う。FIRB は、その後の 10 日の間に、申請者に対して FIRB の決定についてアドバイスする。さらに、FIRB は、次のいずれかの方法により、さらに審査期間を延長することが可能である。

- (a) FIRB 委員長(the Treasurer)が、審査期間を最大 90 日間延長する旨の中間決定を行う(当該中間決定は官報に掲載される)、又は
- (b) FIRB が申請者との合意によって審査期間を延長する(この場合、通常、審査期間が延長されたことは公表されない)

FIRB は、委員長に答申を行うにあたって、通常、関係する全ての政府機関に対して相談

を行う。FIRB は当該土地の所有者から意見を聴取することがあるが、通常、聴取に先だって申請者からの了解を得る。

申請の大部分は認可される。認可は無条件の場合もあれば条件付きの場合もある。

4 オーストラリアの国益に反するか否かの判断基準

FIRB は、申請がなされた権利の取得がオーストラリアの国益に反するか否かを、次の事情を考慮して判断する。

- (a) 予定されている取引が、オーストラリアの戦略及び安全保障上の利益を保護する同国の能力に影響する程度、
- (b) 予定されている取引によって、外国人が商品若しくは役務の市場における価格や生産に影響を及ぼす程度、又は当該取引がそれがなければ保たれていたであろう健全な競争を阻害する程度、
- (c) 予定されている取引が、オーストラリアの税収や環境等に影響を及ぼす等他の分野におけるオーストラリア政府の施策と反する程度、
- (d) 予定されている取引が、投資の性質、外国による投資が生じた後にオーストラリア人が当該事業者に参加できる程度及び従業員、債権者その他利害関係者の利益に係る考慮を含む、経済一般に及ぼす影響の程度、並びに
- (e) コーポレートガバナンスに係る行動、オーストラリアの法令遵守の程度を含む、当該投資家の性質

もっとも、FIRB は上記以外の事項に関する情報についても要請する場合がある。

第2節 西オーストラリア州及びクイーンズランド州における農地賃借の手続

1 概要

西オーストラリア州及びクイーンズランド州において農地を賃借する際に必要となる手続は、いずれも、当該農地が私有地 (freehold land) か州有地かで異なる。

なお、上記 1 のとおり、外国人による土地の賃借の場合、以下の手続とは別途、FIRB に対して申請を行い、認可を得ることが必要となる可能性がある。

2 西オーストラリア州

西オーストラリア州においては、私有地の場合には、賃借人は賃貸人と契約手続きを行

えば足りる。

一方、州有地の場合には、州政府への申請、許可等が必要となる。

3 クイーンズランド州

クイーンズランド州においては、私有地の場合には、賃借人は賃貸人と契約手続きを行えば足りる。

一方、州有地の場合には、州政府への申請、許可等が必要となる。

第3節 農地の賃借後の負担

農地の賃借後に賃借人に発生する負担としては、賃貸借契約において定められた義務の他、関係法令に基づく義務があり得る。

関係法令としては、原住民権利保護法や水の利用に関する法令がある。

第4節 賃貸借契約において典型的に定められる条項

賃貸借契約一般、西オーストラリア州が保有する農地に係る賃貸借契約、クイーンズランド州が保有する農地に係る賃貸借契約のそれぞれにおいて典型的に定められる条項としては、以下のものがある。

A. 一般的な賃貸借契約規定－オーストラリアにおける非農地又は非牧畜用地の賃貸借契約

項目	典型的な規定/議論の要約
賃貸借契約期間及び登録:	<u>西オーストラリア州の賃貸借契約</u> The Transfer of Land Act(土地移転法。以下「TLA」という。)第 68 条 (1A)に基づき、先行する未登録の賃貸借契約で 5 年を超えない期間のものには、賃借人が実際に占有している場合は法律上の保護が与えられる。更新のオプションは賃貸借契約が登録されない限り保護されない。 西オーストラリア州上級裁判所(The West Australian Supreme Court)は近年、5 年を超える期間の賃貸借契約で、登録により保護されていないものは、自由土地保有権(freehold title)の新たな所有権者の登録により「破棄」と判決している。その結果、5 年を超える賃貸借契約が保護されるには登録されなければならない。 代わりに、賃借人は、当該土地の所有権に係る「請求を条件とする」利害関係者通告(“subject to claim” caveat)を登録することにより、賃

項目	典型的な規定/議論の要約
	貸借契約における賃借人の権利を保護することができる。TLA は (第 68 条(1A)にて)、賃借権を保護するための利害関係者通告の登録は、未登録の 5 年を超える賃貸借契約は譲渡に伴い破棄されるという姿勢に対する例外となることを規定している。 <u>クイーンズランド州の賃貸借契約</u> The Land Title Act(土地所有権法。以下「LTA」という。)第 185 条 (1)(b)に基づき、未登録の短期賃貸借契約(継続期間が 3 年以下のもの又は年度更新で締結されたもの)は自動的に法律上の保護が与えられる。 3 年を超える賃貸借契約は、保護されるためには(つまり、賃借人が全ての後続する請求によって権利が剥奪されないようにするためには)、登録されなければならない。未登録の場合、当該賃貸借契約は有効だが(LTA 第 71 条)保護されない。 更新のオプションを含む賃貸借契約は、当該賃貸借契約の存続期間に関わらず、登録されない限り保護されない。
賃料見直し規定:	賃貸借契約は、たいてい、次のいずれかの基準により賃料が毎年見直されることを規定している。 (a) 適用される消費者物価指数を参考にする。 (b) 固定の割合増加による。 賃貸借契約は、たいてい、期間中に特定の間隔で(例えば 5 年毎)、賃料が特定の「相場賃料見直し日」において市況と一致するよう当該日に見直される(「相場賃料見直し」)ことを規定する。 「相場賃料見直し」の規定は、たいてい、一方の当事者がもう一方の当事者に何を「現在の相場賃料」とであるとみなしているかについての通知(以下「賃料通知」という。)を行うことを記載している。かかる通知は、一般に関連する賃料見直し日の前又は後の指定された時間より前に提供されなければならない。 賃料通知に指定された金額が適用される現在の相場賃料となることをもう一方の当事者が承諾した場合、当該金額は相場賃料見直し日から支払われる賃料となる。 賃貸借契約は、通常、合意がなされない場合の手続を規定しており、資格を付与された第三者たる評価者は、関連する現在の相場賃料を査定しなければならないとされる。賃貸借契約は評価者が賃料を決定する際に考慮しなければならないこと及び考慮してはならないことについての説明も記載しなければならない(例えば、賃借人によって敷地になされた改良)。

項目	典型的な規定/議論の要約
支出:	賃借人は、通常、直接賃借人に請求されない敷地に提供されたサービスだけでなく、地方への不動産税並びに敷地に関連する賦課金、各種税(土地税を含む。)、保険料、清掃、警備及び管理費用の支払いを行うことを要求される。 たいてい、(通常、賃貸人が関連当局から計算書を受領した後、賃借人に税請求書を提供することにより)賃貸人が支払いを催告した後、指定された期間内に支払うことが要求される。 賃貸人が賃借人に賃貸人の翌年(以下「支出年度」という。)の総支出の合理的な見積もりを記載した通知を送付した方が良く、その場合、賃料が支払われる日までに均等払いで指定された金額が賃借人により支払われる。支出年度の末に、賃貸人はその後支出報告書の監査を受け、当該支出年度の支出の予実の差を考慮するために必要な調整を行わなければならない。
環境問題:	賃借人は、賃借人が「汚染」(アスベストを含む。)を敷地で発見した場合に賃貸人に対し当該汚染を除去又は処理することを要求でき、是正が行われている間は賃料の支払いが停止される旨の規定を賃貸借契約に含めた方が良い場合がある。
維持義務:	賃貸借契約は、次の2つの例外又は制限を条件として、一般に賃借人が敷地を賃貸借契約の開始時(財産状況報告書(property condition report))に定義される。)の状態で維持することを要求する。 (a) 適正損耗及び指定されたりリスク(例えば承認された変更) (b) 賃借人は、通常、構造修理を行うこと又は維持管理費を負担することは要求されず、通常、これらは(賃借人が当該作業を必要としない限り)賃貸人の義務となる。 しかし賃借人は、賃貸借契約に、賃借人がかかる作業を行い、賃貸人がこれを行わない場合に賃貸人からその費用を回収することができる旨の条項を挿入した方が良い場合がある。 通常の「維持」規定は賃借人に次の事項を要求する。 (a) 賃借人の財産を良好な状態に保つ。 (b) 損害を修理する。 (c) 敷地を害虫から保護する。 (d) 敷地を概してきれいに保つ。
賃借人による変更:	通常、賃借人は、賃貸人の承諾なく非構造的変更を行うこと及び賃貸人の承諾により構造的変更を行うことを許可されている(不合理に留保されない。) 承諾の提供に際し、賃貸人は、賃借人が当該変更に関連する賃貸人

項目	典型的な規定/議論の要約
	の費用を支払うことを要求すること、賃貸借契約の満了に伴い変更を「除去」することを要求すること並びに賃借人が全ての計画の写し及び政府機関からの必要な承認を取得し賃貸人に提供することを要求することを含み、賃貸借契約に基づき様々な条件を課すことがたいてい許可されている。
損害及び破壊:	賃貸借契約は、通常、賃借人が賃貸借契約を継続できるよう賃貸人に損害を与えられた又は破壊された敷地を復元することを賃借人が要請することを許可している。 当該敷地が利用できない(又は有用性が低下する)場合、敷地が復元されるまでたいてい賃料及び支出の両方の支払いが停止される。 復元が合理的な時間内に行われない場合又は賃貸人が敷地を復元しないことを決定した場合、賃貸借契約は、たいてい、賃借人が通知を行うことにより、賃貸借契約を解除することができることを規定する。
賃借人の履行に対するその他の担保:	賃貸借契約に基づき賃借人の義務の履行に対して何らかの形式の担保を提供することは賃借人が望む立場ではないこともあるが、賃貸人は一般に以下のいずれか又は両方の規定を要求する。 (a) 親会社及び取締役又はそのいずれかの保証及び補償 (b) 銀行保証
許可された利用:	賃貸借契約は敷地のあり得る利用方法の詳細を含む。許可された利用は、敷地(又はその一部)がなくなつた場合に賃借人が柔軟に事業を変更すること又は譲渡若しくは転貸することを認めるよう、可能であればあまねく説明されていなければならない。
保険:	賃貸借契約は、通常、賃借人が様々な保険契約(一般賠償責任保険を含む。)に加入することを要求している。
賃貸人の権利及び義務:	賃貸借契約は、たいてい、賃貸人に以下の権利を与える(又は賃貸人に以下の義務を課す)。 (a) 一定の状況で敷地に立ち入る権利(例えば、修理、検査又は賃借人の法の遵守を確認するため) (b) 不法妨害を引き起こさない又はその他賃借人の敷地の利用若しくは享受に影響を及ぼすことを行わない義務 (c) 賃借人が、修理作業を行う(また賃借人から当該費用を回収する)ことを怠った場合に、賃借人を代理してそれを行う権利
賃借人の権利及び義務:	賃借人は、通常、以下の権利及び義務を有する。 (a) 中断なく敷地を占有する権利 (b) 期間中毎日 24 時間敷地にアクセスする権利

項目	典型的な規定/議論の要約
	(c) 賃貸人の承諾及び政府機関からの必要な承認を条件として、(自己の費用にて)電気通信機器を建設する又は設置する権利 (d) 許可された利用又は賃貸人に承認されたその他の目的に従って敷地を利用する権利 (e) 許可された利用に関連する政府機関に要求された全ての承諾を(自己の費用にて)取得しこれらに従う義務 (f) 賃借人の維持義務(上記に概説のとおり)に従う義務 (g) 敷地内の損害若しくは欠陥、害虫の侵入又は政府機関からの通知について賃貸人に速やかに通知する義務 (h) 賃貸人の権利と同時に発生している又は賃貸人の権利より優位の権利を妨害しない義務。ただし、賃貸借契約に基づく賃借人の権利と矛盾しない場合 (i) サービス、利用若しくは危険な物質の保存の負荷をかけない又は不法妨害を引き起こさない義務
免除及び補償:	賃貸借契約は、たいてい、賃借人に責任のある一切の請求、又は、敷地で、若しくは、その近くでの物若しくは財産の損害、損失、傷害若しくは死亡に関わる賃借人が発生させた損失(当該請求又は損失が賃借人の過失又は違反に起因する範囲を除く。)について、賃貸人の責任を免除することを規定する。これらの条件について、賃貸人が賃借人の責任を免除する旨規定することもある。 賃貸借契約は、たいてい、賃貸人に賃借人から与えられる、賃貸人が責任を負う請求又は賃借人が引き起こした者の死亡若しくは傷害、賃借人の過失若しくは賃借人による賃貸借契約の違反の直接の結果として生じた賃貸人が発生させた損失に対する補償につき規定する(当該請求又は損失が賃貸人若しくはその代理人の過失若しくは違反に起因する又は過失若しくは違反が寄与した範囲を除く。)。これらの条件について、賃貸人が賃借人の責任を免除する旨規定することもある。
第三者の承諾:	西オーストラリア州及びクイーンズランド州の両州において、賃借された敷地の所有権に抵当権が登録されている場合、賃貸人は賃貸借契約を締結する前に抵当権者の承諾を取得する必要がある。 西オーストラリア州では賃貸人は、20年を超える期間の所有権の一部(所有権の全てではなく)に付された賃貸借契約について、The Western Australian Planning Commission(西オーストラリア州計画委員会。以下「WAPC」という。)の承諾を取得する必要がある。これは建物の部分の賃貸借契約には要求されていない。

項目	典型的な規定/議論の要約
	更新するオプションの期間を含む賃貸借契約の期間が合理的に 5 年を超える可能性が高い場合、テナントが「外国人」であるとき、当該取得は The Foreign Acquisitions and Takeovers Act 1975 (Cth) (1975 年外資による取得及び買収に関する法律(連邦法))に基づき届出義務がある。
譲渡、転貸及び抵当権:	賃貸借契約は、たいてい、賃借人は賃貸人の承諾なく賃借権に抵当権を付与する、譲渡する又は転貸することができないことを規定している。 一般に、賃貸借契約は一定の条件が満たされた場合(通常大きな負担ではない。)、賃貸人は承諾を留保できないことを規定する。 しかし、譲渡又は転貸には賃貸人の承諾が要求されると賃貸借契約に規定されている場合、かかる規定は、賃貸人の承諾は不合理に留保されてはならないこと(The Property Law Act (西オーストラリア州財産法)第 80 条及び The Property Law Act(クイーンズランド州財産法第 121 条)を条件とするとみなされる(賃貸借契約に当事者がこれらの法律上の規定は適用されないことに合意したことが記載されていない場合に限る。))。
販売時の賃貸人の義務:	賃貸借契約は、たいてい、敷地の意図された買主に賃借人と証書(当該買主を賃貸借契約に基づく賃貸人として、賃貸人により既に付与された全ての承諾及び承認を含む賃貸借契約の規定を当該買主が遵守する及びこれらに拘束されることを誓約する。)を締結することを要求する賃貸人の義務を規定する。 賃貸借契約は一般に登録により保護されている一方、かかる証書を締結することは、賃借人を追加で保護する役割を果たし、新しい敷地所有者も明示的に賃貸借契約の規定に拘束されることを確保する。
解除:	賃貸借契約の解除に際し、賃借人は通常次のことを行うことを要求される。 (a) 賃借人の財産を(自らの費用にて)敷地から除去し、それに起因する損害を修理する。しかし、賃貸借契約には、賃借人はその財産を残すことができ、それによって(賃借人の費用にて)賃貸人により除去される又は賃貸人の財産となることを規定するものもある。 (b) 賃貸借契約に基づく賃借人の義務と一致する条件で、敷地を無占有とする。 (c) 敷地の全ての鍵を引き渡す(適用ある場合)。

項目	典型的な規定/議論の要約
違反による解除:	貸貸人は「債務不履行事由」が発生(以下に定義される。)した後、貸貸借契約を解除することができる。通常、より「貸貸人に使いやすい」貸貸借契約は、賃借人が違反を是正する合理的な機会を与えられたがそれに従わない場合でない限り(ただし当該違反は是正可能である。)、貸貸人は違反によって解除することはできないことを規定する。 「債務不履行事由」はたいてい次の事由を含む。 (a) 期日から指定された期間内での貸貸借契約に基づく賃料又はその他の支払いの不払い (b) 「重要な条件」(一般に貸貸借契約に基づく支払金額に関連する規定を含む。)の違反 (c) 破産事由 賃借人は、債務不履行事由の結果として貸貸人が被った一切の損失を貸貸人に賠償することを要求されることがある。

B. 一般的な賃貸借契約規定－西オーストラリア州における州有の農地又は牧畜用地の賃貸借契約

項目	典型的な規定/議論の要約
賃貸借契約期間及び登録:	The Land Administration Act 1997 (WA)(西オーストラリア州 1997 年土地管理法)(以下「 LAA 」という。)第 105 条に基づき、牧畜用地の賃貸借契約の期間は 50 年を超過してはならない。牧畜用地の賃貸借契約は、Landgate(ランドゲイト。西オーストラリア州における行政機関)に権利を登録することを要求される。
賃料見直し規定:	LAA 第 123 条に基づき、牧畜用地の賃貸借契約について支払われる年間賃料は、通常の支出の全てが賃借人によって支払われるという長期賃貸借契約において、課税対象資産評価監督官(Valuer-General)によって決定される、土地が牧畜目的のために良好な状態を実現することが合理的に予想される土地賃料の金額である。 LAA は、1999 年 7 月 1 日及びその後は 5 年目毎の 7 月 1 日に牧畜用地の各賃貸借契約の賃料が見直される仕組みについても規定している。 LAA 第 126 条では、The Valuation of Land Act 1978 (WA)(西オーストラリア州 1978 年土地評価法)の規定に従って、賃借人が賃料の査定に異議を唱えることを認めている。
支出:	オーストラリアにおける非農地又は非牧畜用地の賃貸借契約に関する当職らのコメントを参照されたい。
環境問題:	賃借人は、通常、LAA、The Biosecurity and Agriculture Management Act 2007 (WA) (西オーストラリア州 2007 年バイオセキュリティ及び農業管理法)、The Soil and Land Conservation Act 1945 (WA) (西オーストラリア州 1945 年土壌及び土地保全法)、The Environmental Protection Act 1986 (WA) (西オーストラリア州 1986 年環境保護法)、The Wildlife Conservation Act 1950 (WA) (西オーストラリア州 1950 年野生生物保全法)並びにその他環境保全に関する適用ある法律の適用される条件に従うことを要求される。
維持義務:	賃借人は、放牧及び土地管理の優れた慣行に従って、また、LAA で別途要求されたとおりに敷地を利用することを要求される。
保険:	賃貸借契約は、通常、賃借人が様々な保険契約(一般賠償責任保険を含む。)に加入することを要求している。
賃借人による変更:	The Pastoral Lands Board (牧畜用地理事会。以下「 理事会 」という。)が、牧畜目的の賃貸借契約に基づく合理的な土地の開発には LAA 第 107 条に基づく改良がなされる必要があるという意見である場合、理事会は、賃借人に対して、特定の日程に向けて先進的に改良

項目	典型的な規定/議論の要約
	が達成されるように、理事会が満足する開発計画を提出することを要求することができる。 その結果、賃借人は次のことを行うことを要求される。 (a) 理事会が承認した開発計画に従って、賃貸借契約に基づく土地の改良を行う。 (b) 良好な状態を維持し、必要な場合には、理事会が満足するように、賃貸借契約に基づく土地に対する全ての合法的改良物を修復するか、新しくするか又は交換する。
損害及び破壊:	損害及び破壊に関する規定は、通常は、西オーストラリア州有農地又は牧畜用地の賃貸借契約において適用されない。
賃借人の履行に対するその他の担保:	賃借人は、通常、西オーストラリア州有農地又は牧畜用地の賃貸借における賃貸借契約に基づく賃借人の義務の履行に対して何らかの形式の担保の提供を要求されない。
許可された利用:	LAA 第 106 条に基づき、牧畜用地の賃貸借契約に基づく土地は、第 7 編第 5 章に基づいて発行される許可証に従う場合を除き、牧畜目的のためにのみ利用することができる。 LAA 第 93 条は、「牧畜目的」を次の目的の意味と定義する。 (a) 認可された家畜の商業用放牧 (b) 農業、園芸又はその他認可された家畜の放牧に関連して切り離すことのできない、必須の若しくは通常行われる土地の補足的な利用(家畜の飼料の生産を含む。) (c) (a)及び(b)に記載された活動に付随する活動 理事会は、在来種の植物に家畜を放牧するという主要な牧畜利用以外で、賃貸借契約に基づく土地において他の活動を行うことを希望する牧畜用地の賃借人に対して許可証を発行することができる。
賃貸人の権利及び義務:	LAA 第 111 条に基づき、理事会は、特に、牧畜用地の賃貸借契約に基づく土地で飼育する家畜の最小数及び最大数並びに分類を、土地の持続可能な環境収容力査定に基づいて、また、季節変動要因を考慮して、随時決定することができ、牧畜用地の賃借人は、この決定に従う必要がある。
賃借人の権利及び義務:	賃借人は、LAA 第 108 条に基づき、次のことを行うことを要求される。 (a) 賃貸借契約に基づく土地を理事会が満足するように牧畜財産として最大限に管理及び運営する。 (b) 家畜の管理並びに放牧用の牧草の管理、保存及び再生のために、土地が位置する地域に適した牧畜及び環境管理に関する最

項目	典型的な規定/議論の要約
	善慣行による方法を用いる。 (c) 理事会の書面による許可がある場合を除き、牧畜用地の賃貸借契約に基づく土地を単一の牧畜ユニットとして運営する。 (d) 賃貸借契約に基づく土地において、理事会が満足するように在来種の牧草及びその他の植物を維持する。 LAA 第 109 条に基づき、賃借人は、賃貸借契約又は許可証によって認められる場合を除き、賃貸借契約に基づく土地において木の除去及びその他の方法で開墾することも、土壌を攪乱すること及び影響を与えることもできない。また、第 110 条に基づき、賃借人は、許可証に従う場合を除き、土地において外来種の牧草の種を蒔くことも栽培してもならない。 LAA 第 113 条に基づき、牧畜用地の賃借人は、毎年 6 月 30 日後から同年 12 月 31 日までに、理事会に対して、理事会が要求する賃貸借契約に基づく土地又は土地における活動に関する情報の年間収入を、承認された形式によって提出しなければならない。
免除及び補償:	免除及び補償に関する規定は、規定される場合もあるが、通常は、西オーストラリア州有農地又は牧畜用地の賃貸借契約において適用されない。
第三者の承諾:	投資者は、土地において活動を始める前に、地方政府、計画、土地開墾の承認及び法定要件に従う必要があり得ることに留意しなければならない。 加えて、The Native Title of Act 1993(Cth)(1993 年先住権原法(連邦法))に基づく要件は、LAA に基づく許可証、ライセンス及び賃貸借契約の付与に適用される。
譲渡、転貸及び抵当権:	LAA 第 134 条(1)に基づき、書面による The Minister for Lands の承認をもって、牧畜用地の賃借人は、牧畜用地の賃貸借契約における賃借人の権利又はかかる権利の一部(転貸、ライセンス又は土地収益権を含む。)に関して、次のいずれかを行うことができる。 (a) 他者へ移転する。 (b) 抵当権又は担保の設定する。
販売時の賃貸人の義務:	賃借人は LAA に従うことを要求される。
解除:	賃借人は LAA に従うことを要求される。また、追加の解除規定を賃貸借契約において定めることもできる。
違反による解除:	LAA 第 129 条に基づき、牧畜用地の賃借人が LAA 若しくは賃貸借契約の規定、理事会により設定されたか若しくは定められた条件、

項目	典型的な規定/議論の要約
	又は許可証若しくは土壤保全通知の条件に違反した場合、理事会は、賃借人に対して債務不履行通知を発行することができる。 牧畜用地の賃借人による債務不履行通知への違反は、50,000 ドルの違約金及び1日につき1,000 ドルの違約金が科される犯罪行為である。また、違反によって、賃貸借契約における賃借人の権利を喪失することにもなり得る。

C. 一般的な賃貸借契約規定－クイーンズランド州における州有の農地又は牧畜用地の賃貸借契約

項目	典型的な規定/議論の要約
賃貸借契約期間及び登録:	クイーンズランド州において、次の種類の賃貸借契約の土地保有様態が存在する。 (a) 定期賃借権:土地法に従った州有地に対する一定の期間における特定目的(例えば農業)のために付与された土地保有様態であり、通常は最長 50 年間付与される(ただし一定の状況では最長 100 年間付与される場合がある。)。 (b) 永久賃借権:賃借権者により永久に保有される。 (c) 自由保有による賃借権:自由土地保有権が承認されているが、賃借権者が年払いで購入価格を支払い、全額支払われて初めて自由土地保有権が発行される。 賃借権、ライセンス又は転賃借権が移転される場合、かかる移転を登録する必要がある。移転が登録されるまで、賃貸借契約における法的権利は発生しない。
賃料見直し規定:	賃借人は、The Land Act (土地法)及び The Land Regulation 2009 (Qld) (クイーンズランド州 2009 年土地規則)の規定に従って年間賃料を支払うことを要求される。 一般に、賃借人が賃料を四半期毎に支払う資格を有するまでは、賃料は年払いで支払われ、支払期日は賃料が支払われる会計年度の 9 月 1 日である。請求書は通常、同年度の 7 月末までに発行される。 定期賃借権及び永久賃借権に関する年間賃貸規定は、通常、The Land Valuation Act 2010 (Qld) (クイーンズランド州 2010 年土地評価法)に基づいて決定される賃貸目的の評価に所定の割合を乗じて年間賃料が決定されることを規定している。
支出:	オーストラリアにおける非農地又は非牧畜用地の賃貸借契約に関するコメントを参照されたい。
環境問題:	賃借人は、通常、土地法の規定並びにその他関連する法律(The Local Government Act 2009 (Qld) (クイーンズランド州 2009 年地方政府法)、The Nature Conservation Act 1992 (Qld) (クイーンズランド州 1992 年自然保全法)及び The Contaminated Land Act 1991 (Qld) (クイーンズランド州 1991 年汚染地法)等)の規定に従うことを要求される。
維持義務:	土地法第 199 条に基づき、全ての賃貸借契約は、賃借人が土地への注意義務に対して責任を有することを条件とする。 賃貸借契約が農業、放牧又は牧畜を目的に締結される場合、賃借人

項目	典型的な規定/議論の要約
	の注意義務には、賃借人が賃貸借契約に基づく土地に関して次の行為を行うための全ての合理的な手段を講じることが含まれる。 (a) 土地の塩分濃度が土地の生産性を低下させたり、他の土地に損害を与える原因となるか又はその一因となることを回避する。 (b) 土壌を保全する。 (c) 水資源を保全する。 (d) 水辺植物を保護する。 (e) 多年生で繁殖力がある種が多い牧草を維持する。 (f) 木本植物に侵害されない在来種の草原を維持する。 (g) 公表されている害虫を管理する。 (h) 生物多様性を保全する。 加えて、土地法第 200 条に基づき、賃借人は、土地の有害植物を管理しておかなければならない。賃借人がこの条件に違反した場合、The Minister for the Department of Natural Resources and Mines (以下「大臣」という。)は有害植物を管理下に戻すことができ、その費用は賃借人から回収される。
賃借人による変更:	土地法第 203 条は、賃貸借契約が、特に土地における改良又は開発及び土地の外側であるが土地に対するサービスを行う合理的なサービス、道路又はインフラストラクチャーの提供に関する条件が付与されていることを規定している。 例えば、賃貸借契約は、賃借人が大臣に対して、賃貸借契約の没収、放棄又は満期の日から 3 か月以内に、賃借人が設置し、賃借人に帰属する改良物の除去を申請することができること、及び賃借人が大臣の権限を有する代理人の立ち会いの下でのみ改良物の除去を行うことができることを規定している。
損害及び破壊:	損害及び破壊に関する規定は、通常は、クイーンズランド州有農地又は牧畜用地の賃貸借契約において適用されない。
賃借人の履行に対するその他の担保:	賃借人は、通常、クイーンズランド州有農地又は牧畜用地の賃貸借における賃貸借契約に基づく賃借人の義務の履行に対して何らかの形式の担保の提供を要求されない。
許可された利用:	土地法第 199A 条に基づき、賃借人は、土地法に基づいて付与された土地保有様態の目的のためにのみ土地を使用しなければならない。 加えて、賃借人による土地の利用、占有及び開発に関して、賃借人は、土地又は土地の開発、利用及び占有に対する管轄を有する地方政府及びクイーンズランド州若しくは連邦政府の部門(土地法を管

項目	典型的な規定/議論の要約
	理する部門を含む。)、地方当局又は法定機関の全ての合法要件に従う必要がある。
賃貸人の権利及び義務:	土地法第 201 条に基づき、賃借人は大臣に対して、大臣が土地保有様態に関して要求する情報を提供しなければならない。 土地法第 203 条(h)に基づき、当該大臣は、賃貸借契約が大臣が適切であると考える条件に従うことを規定することができる。
賃借人の権利及び義務:	維持義務に関しては上記を参照されたい。
免除及び補償:	賃借人は、大臣、クイーンズランド州及びその代表に対して過失に基づく請求を含む全ての負債、費用、損失及び経費(第三者による一切の請求、訴訟手続又は要求及び賃借人への賃貸借契約の付与並びに賃借人による土地の利用及び占有から又はこれらに関連して発生した弁護士費用、費用及び諸経費を含む。)を補償することを要求され得る。大臣は、賃借人に対し、賃借人が土地に関して被った損失に係る責任を免除することを要求することもできる。
第三者の承諾:	土地において活動を始める前に、地方政府、計画、土地開墾の承認及び法定要件に従う必要があり得る。 加えて、The Native Title Act 1993 (1993 年先住権原法(連邦法))に基づく要件を、LAA に基づく許可証、ライセンス及び賃借権の付与に適用することができる。
譲渡、転貸及び抵当権:	土地法第 332 条に基づき、大臣が転貸に関して書面により承認した場合、賃借人が一般的な転貸する権限を有する場合、又は賃貸借契約で賃借人がその権利を転貸することを明確に許可している場合、賃借権を転貸することができる。 賃借権は、土地法第 332 条及び同法のその他の規定に従って譲渡することができる。 賃借権は、土地法第 340 条(1)に従って抵当権を登録することによって抵当に入れられる。土地法第 341 条に基づき、登録した賃借権に係る抵当権は、かかる抵当権によって担保される負債又は債務に関する担保としてのみ機能する。
販売時の賃貸人の義務:	賃借人は土地法に従うことを要求される。また、追加の解除規定を賃貸借契約において定めることができる。
解除:	賃借人は土地法に従うことを要求される。また、追加の解除規定を賃貸借契約において定めることができる。
違反による解除:	土地法第 234 条に基づき、次のいずれかの場合、賃借権は剥奪される可能性がある。

項目	典型的な規定/議論の要約
	(a) 賃借人が賃貸借契約に関して州への支払金額の支払いを怠った場合 (b) 賃借人が賃貸借契約に関する土地管理契約に従うことを条件とする場合を除き、賃借人が賃貸借契約の条件に違反した場合 (c) 賃借人が賃貸借契約に関して土地法の規定に違反した場合 (d) 賃借人が不正により賃貸借契約を獲得したと管轄裁判所によって判断された場合 (e) 賃借人が賃貸借契約に関する是正措置命令に従わなかった場合 不払いにより賃貸借契約が無効になる前に、土地法第 235 条に基づき、当該大臣は、賃借人、抵当権者及び関連する地方政府に対して、賃貸借契約を無効にする旨の当該大臣の意思を 28 日前までに通知しなければならない。

第 3 編 ベトナム

第 1 章 農産物・加工食品の品質・安全性確保に関する認証・規格制度の法令調査

第 1 節 農産物・加工食品の生産段階における主な認証・規格制度

第 1 款 GAP

1 GAP とは

Good Agricultural Practices (GAP) は、国連食糧農業機関によれば、「農業生産の環境的、経済的及び社会的な持続性に向けた取組みであり、結果として安全で品質の良い食品及び非食品の農産物をもたらすもの」であるとされる。また、日本の農林水産省によれば、「農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価」を行うことによる持続的な改善活動を指すとされる³⁵。

³⁵ http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/guideline/pdf/guide_line_120306.pdf

2 Global GAP

(1) 制度概要・規模

Global GAP は、ドイツのケルンにある民間の非営利組織が運営する農産物分野の国際第三者認証制度である。過去にヨーロッパで多発した食品安全危機問題に対し、小売事業者団体が、1997 年に最初の安全な農産物を目指す基準と手続きを定めたプロトコルを作ったことからスタートした。設立当初はユーレップ(EUREP)GAP と呼ばれていたが、参加会員が世界に広がり、Global GAP と改称した³⁶。

世界食品安全イニシアチブ(以下「GFSI」という。)は、GFSI ガイダンス文書に適合する認証制度に対し承認を与えている。GFSI による承認を受けた認証制度のうち、GAP についての制度として Global GAP 及びカナダ GAP があり、GAP を含む制度として SQF、Primus GFS がある。

2016 年時点で、世界 118 カ国以上・17 万を超える経営体が Global GAP の認証を得ている。地域別の内訳を見ると、欧州 65.4%、南アメリカ 11.7%、アフリカ 11.2%、アジア 9.3%、北アメリカ 1.4%、オセアニア 0.9%とされている³⁷。Global GAP は欧州で支配的に利用されているが³⁸、その理由の 1 つは上記 GFSI の認証を得ていることにあると分析されている³⁹。2017 年時点で、日本国内では約 480 経営体が認証を得ている⁴⁰。

Global GAP の認証を得るには、認証機関の審査員が生産現場で審査を行う。

外部からの指導を受ける場合は 1 年程度、外部からの指導を受けない場合は 1~2 年程度取得に時間を要する。

一方で、Global GAP の基準を満たすプロセスの実施は容易ではなく、認証を取得するハードルは高い。そのため、「小規模農家、新興市場、速やかに Global GAP 認証を取得できない全ての生産者を想定して」ローカル GAP という制度を設け、地域レベルでの適正農業規範を奨励し、入門レベルから認証取得まで生産者を段階的にサポートしている⁴¹。ローカル GAP においては、生産者がプログラムに登録すると、Global GAP データベースに登録されるローカル GAP 番号(LGN)が付与され、プログラムオーナーが各生産者の進捗を把握することが可能となり、プログラムの達成度を測ることが可能となる。

³⁶ <https://www.japan-globalgap.com/%E3%81%94%E6%A1%88%E5%86%85-introduction/>

³⁷ http://www.globalgap.org/export/sites/default/.content/.galleries/documents/160923_Annual_Report_2015_en.pdf

³⁸ 「Global GAP 認証を取っている EU の農家数は EU 全体の 1-2%であり、認証を取得している数は少ないが、EU の大規模小売・食品メーカーと取引している大規模農家・団体が主に取得しており、流通シェアではかなり大きいと言われている」との指摘がある(http://jgap.jp/navi_04/index.html#Q_6_1)。

³⁹ http://jgap.jp/LB_06/GAPJapan2014_3_GFSI.pdf

⁴⁰ <http://www.ggap.jp/?p=120>

⁴¹ <https://www.youtube.com/watch?v=hscr8D2TZsY&feature=youtu.be%2F>

(2) 同等性認証

Global GAP は、EU 域内及び EU 域外の各国において、Global GAP に先行して認証制度を実施している多くの GAP 規準との同等性認証を行っているとの指摘がある⁴²。なお、GFSI は Global GAP の同等性認証の仕組みは承認していないため、Global GAP との同等性認証を有している場合であっても GFSI 承認は得られない。

3 ASIA GAP

(1) 制度概要・規模

ASIA GAP は、一般財団法人日本 GAP 協会が運営する農場・団体管理の第三者認証制度であり、農林水産省が導入を推奨する農業生産工程管理手法の 1 つである。2017 年 11 月 29 日、ASIA GAP について GFSI に対する承認申請が行われた⁴³。

認証の有効期間は、認証日から 2 年間である。農場が初めて受ける審査を「初回審査」と呼び、2 年後に、認証の更新のために「更新審査」を改めて受ける必要がある。初回審査と更新審査の内容に大きな違いはない。この 2 つの審査の中間で、「維持審査」を 1 回受ける必要がある。維持審査は、その農場にとって、特に重要な生産工程(管理・作業)が行われている時期に実施される。一定の要件を満たしている場合には、ASIA GAP 審査・認証機関の判断で維持審査を省略することが可能である。

2017 年 3 月末時点で、日本国内の ASIA GAP (JGAP を含む) 認証農場数は約 4100 に達している⁴⁴。

(2) 同等性認証

ASIA GAP と、他の GAP(例として、自治体 GAP、JA の GAP、食品企業の GAP 等)との同等性認証制度が設けられている。また、米国食品安全強化法により、米国内で流通する農産物については一定の工程管理が義務付けられているところ、ASIA GAP 認証を得た場合には、同法に基づく GAP(以下「**米国 FDA-GAP**」という。)⁴⁵に迅速に対応できるような環境整備

⁴² <http://www.fagap.or.jp/publication/content/fagap-con-4.html>

⁴³ http://jgap.jp/JGAP_News/NewsRelease20171129-asiagap-gfsi-shinsei.pdf

⁴⁴ http://jgap.jp/navi_01/pamphlet.pdf

⁴⁵ なお、米国 FDA-GAP と Global GAP とが異なる点として、米国 FDA-GAP は食品安全だけであるが、Global GAP では環境保全も求められるとの指摘がある(http://jgap.jp/navi_04/GAP_chigai.pdf)。

がなされている⁴⁶。

4 Viet GAP、その他の GAP

(1) Viet GAP

ア 概要

2006 年に策定された生鮮果実及び野菜のための ASEAN 農業生産工程管理(以下「**ASEAN GAP**」という。)⁴⁷を参考に、ベトナムは、独自の GAP 基準、すなわちベトナム農業生産工程管理基準(以下「**Viet GAP**」という。)を作成した。農産物の安全性に関し、現在、ベトナム政府は、4 種類の作物(生鮮野菜及び果物、生茶葉、米並びにコーヒー)に関する Viet GAP を公布している。生鮮野菜及び果物については、65 のチェック項目があるところ、後述するヒアリングによれば、これが農家にとって負担となっているとのことである。なお、ヒアリングによれば、Viet GAP には、現在 Version 1 と Version 2 が存在するが、いずれもドラフト段階にあり確定した内容ではなく、Basic GAP との関係を整理するために Version 1 を改定したものが Version 2 であると考えられるとのことである。また、Version 2 についても今後改定が予定されているとのことである。

ベトナム統計総局の 2016 年における農業及び水産養殖に関する一般調査(<https://www.gso.gov.vn/default.aspx?tabid=382&idmid=2&ItemID=18591>)によると、Viet GAP 認証取得者の総数は 1495 とされる。

イ 任意規格としての Viet GAP

ベトナム法上、GAP の適用を強制する定めはない⁴⁸。農業・農村開発省(以下「**MARD**」という。)は、2012 年 5 月 4 日付ガイダンス 1311/CT-BNN-TT において、Viet GAP が作物について強制的に適用されるとの方針及びそれにあたって明確なロードマップを制定する方針を示したが、現在まで当該行程表は制定されていない。MARD の作物生産局に匿名で口頭により照会したところ、当該ロードマップの策定に関して進展は見られないとのことであっ

⁴⁶ http://jgap.jp/JGAP_News/NewsRelease20131118_guideline_for_J.pdf

⁴⁷ <http://www.asean.org/storage/images/2015/October/outreach-document/Edited%20Food%20Safety-2.pdf>

⁴⁸ 2015 年 12 月 31 日から 2017 年 6 月 31 日まで、国策としてパンガシウス製品を持続的に開発するため、ベトナムの商業的なパンガシウス養殖場全てが、関連する Viet GAP を適用するよう義務付けられていた(2014 年 4 月 29 日付政府公布のパンガシウスの養殖、加工及び輸出に関する政令 36/2014/ND-CP 第 4.5 条及び 2014 年 10 月 28 日付農業農村開発省公布のパンガシウスの養殖に関する Viet GAP に関する決定 4669/QĐ-BNN-TCTS)が、政策の変更のため、2017 年 7 月 1 日より当該定めは無効とされている。

た。

生産者又は輸出者がベトナムで認可された GAP の基準を満たす場合、当該生産者又は輸出者は、Viet GAP の技術要件に準拠するための、生産集中地区のインフラ(すなわち、道路、灌漑システム、ポンプ場、低電圧供給システム、廃棄物処理システム、給水及び排水システム)への総投資額の最大 50%の支援、Viet GAP を適用するための農業研修、Viet GAP 製品に関する取引促進活動等、ベトナム政府からのインセンティブを得られる可能性がある。

ウ 管轄当局

MARD は、特定の GAP の公布及び Viet GAP 認証機関の承認に関して、GAP の管理を担当している。Viet GAP については、セクター毎に、漁業(水産総局)、作物(作物生産局)及び家畜(家畜生産局)と担当局が分かれている⁴⁹。

エ 認証機関、認証手続等

Viet GAP 認証を行う機関(以下「**Viet GAP 認証機関**」という。)が Viet GAP 認証を生産者に交付する資格を得るためには、次の要件を満たした後に、管轄当局によって相応の承認を受ける必要がある(漁業セクターは水産総局、作物セクターは作物生産局及び家畜セクターは家畜生産局)⁵⁰。2017 年 12 月時点で 26 の Viet GAP 認証機関が存在する⁵¹。

- ① 製品又は商品の認証活動を行うための事業分野を有し、法律に準拠して設立されていること。
- ② ベトナム基準 TCVN 7457:2004 又は国際基準 ISO/IEC ガイド 65:1996 のいずれかを満たし、管理システム及び認証活動を行う能力を確立すること。
- ③ 特定のセクターに対し、(雇用契約等によって)少なくとも 2 名の常勤専門評価者を有すること。

Viet GAP 認証を申請する生産者に関して、当該生産者は関連する Viet GAP の区分に従って評価される。具体的な手続は Viet GAP 認証機関によって規定されているが⁵²、一般的なプロセスは、次に掲げるとおりである⁵³。

- ・ Viet GAP 認証機関が、一定の評価基準及び指示に従って生産工程の評価を行う。

⁴⁹ Circular No. 48/2012/TT-BNNPTNT (「**通達 48 号**」)

⁵⁰ 通達 48 号第 4 条及び第 5 条

⁵¹ http://www.Viet_GAP.com/certification.html

⁵² 通達 48 号第 16.4 条

⁵³ 通達 48 号第 16 条

- ・ Viet GAP 認証機関が、環境要素(土壌、水又は周囲の環境)のサンプル、原材料、廃棄物又は製品サンプルを収集し、関連する Viet GAP に従い、分析指標を決定する。
- ・ 複数の生産者が集まった団体に関しては、内部品質管理システム及び代表者も評価の対象となる。

Viet GAP 認証は、交付日から 2 年間有効であり、更新可能である⁵⁴。認証取得に係る費用は、各認証機関との取り決めによって定められており、調査した限りでは、公表されていない。

(2) その他の GAP

ア 政府による認可

ベトナム政府は、Viet GAP 以外の、Global GAP、ASEAN GAP 及び外国の GAP(以下「**その他の GAP**」という。)等、ベトナムにおいてその他の GAP 基準を認可するメカニズムも策定した⁵⁵。しかしながら、MARD の担当官に匿名で口頭により照会したところ、ASEAN GAP に関しては、同 GAP がベトナムで自動的に認可されるようになるには、ベトナム政府及びその他の ASEAN 諸国の加盟国との間で別途合意が必要とされているため、実務上、ASEAN GAP の認証機関は、依然としてベトナム当局による認可を申請しなければならないとのことであった。なお、これまでのところ申請がないため、認可されたその他の GAP はないとのことであった。

ベトナムが加盟国となっている GAP を除き、製造又は加工において当該 GAP を取得した機関(生産者/輸出者)が(1)イに記載のインセンティブ⁵⁶を必然的に享受するためには、その他の GAP 認証機関が、ベトナム当局による認可を申請する必要がある。

イ 認可条件及び認可手続⁵⁷

認可を受けるためには、下記の条件を満たす必要がある。

- ① GAP 認証機関によって認証されること。
- ② 通達 54 号の別紙に記載されている基準を満たすこと。
- ③ 当該 GAP を使用して生産される製品を認証するための規制に従っていること。

⁵⁴ 通達 48 号第 17 条

⁵⁵ 農業、林業及び水産養殖業におけるインセンティブ申請のためのその他の GAP の認可に関する 2014 年 12 月 30 日付通達 54 /2014/TT-BNNPTNT(「**通達 54 号**」)

⁵⁶ 農業、林業及び水産養殖業における GAP の取組を支援する為のインセンティブに関する決定 01/2012/QĐ-TT(「**決定 01 号**」)

⁵⁷ 通達 54 号及び決定 01 号

その他の GAP の認証機関であって他国に所在する機関は、認可のために、書類一式を担当当局(すなわち、漁業セクターは水産総局、作物セクターは作物生産局、家畜セクターは家畜生産局及び森林セクターは森林総局)に提出する場合がある。

最長で、当局が有効な書類一式を受領した日から 36 営業日以内に、MARD 大臣が認可決定を下すよう定められているが⁵⁸、実際には、状況に応じて、期限が延長される場合がある。

5 Basic GAP

Viet GAP の課題は、Viet GAP の内容が複雑でベトナム農業の現状に適合していないことや、土壌・水質の分析や施設整備等認証取得のために資金を要すること、Viet GAP に対する消費者の認識や評価が十分に高まっていないことにあると考えられる⁵⁹。

上記のような Viet GAP が抱える課題に対応するため、JICA により、Viet GAP から労働の項目を除外し、水や肥料等食品の安全面を中心とした最低限の 25 のチェック項目について、生産記録、肥料・農薬の使用等を記帳する仕組みである Basic GAP の提案がなされた⁶⁰。生産者は、自ら上記の項目を記帳した上で、生産した農産物について自己申告し、認証を取得する建て付けとされており、第三者認証の仕組みは採用されていない。2014 年 7 月に MARD により、Basic GAP の公式ガイドンスとして 2998/QD-BNN-TT が公布された⁶¹。

Basic-GAP の課題としては、①Viet GAP よりは平易・簡素化しているものの、特に記録の負担、手数料の点で認証の取得にはハードルがあること、②輸出用の農産物にはあまりメリットがないこと(中国への輸出が増えているが、認証を受けていない製品が多く輸出されている)、③利益にはほぼ影響しないこと、④得られるベネフィットが限られること(Viet GAP であれば補助金を得られる)等が指摘されている⁶²。

第 2 款 HACCP

1 制度概要・規模

HACCP とは、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染

⁵⁸ 通達 54 号第 6 条及び第 8 条

⁵⁹ JETRO ハノイ事務所による 2015 年 5 月 1 日付「普及に向けた体制づくりが重要-高付加価値野菜の基準・認証制度とその課題-」

⁶⁰ 株式会社スペック「平成 28 年度フードバリューチェーン構築推進事業」13 頁

⁶¹ https://www.jica.go.jp/vietnam/english/office/topics/c8h0vm000001sp52-att/press140702_en.pdf

⁶² Shozo Sakata (IDE-JETRO)「Positive and negative impacts of private standards on the farmers in developing countries: case of Vietnam」14 頁

等の危害をあらかじめ分析(Hazard Analysis)し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点(Critical Control Point)を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法である⁶³。この手法は、国連食糧農業機関及び世界保健機関の合同機関であるコーデックス委員会から示され、各国にその採用が推奨されている、国際的に認められた手法である。危害要因(ハザード)は、生物的(病原微生物等)、化学的(残留農薬、抗生物質、洗浄剤・消毒剤等)、物理的(金属片、ガラス片等)に分けて定められている⁶⁴。GAP 及び HACCP は、食品の安全性を確保するためのプロセスチェック方式による安全確保の手法である点で共通する。もっとも、HACCP は重要管理点を定め、当該重要管理点における管理項目を実施することによりリスクを確実に抑えることを可能にするものであり、主に外部からの影響を受けにくい工場等で適用されるとされる⁶⁵。

2 ベトナムにおける HACCP

(1) ベトナムにおける強制規格と任意規格

品質及び生産方法(食品の安全性に関するものを含む。)に関する強制規格として、技術基準(以下「QC」という。)及びその他の食品安全に関する規制が存在する。また、品質及び生産方法(食品の安全性に関するものを含む。)に関する任意規格として、技術標準(以下「TC」という。)が存在する。

ア 技術基準(QC)

(7) 概要

ベトナムの技術標準及び技術基準に関する法律では、QC は、製品、商品、サービス、プロセス、環境及び社会経済活動におけるその他の物が、安全性、衛生及びヒトの健康を確保するため、動物、植物及び環境を保護するため、並びに国益及び防衛、消費者の権益、及びその他不可欠な要件を保護するために遵守しなければならない技術特性及び管理要件の制限に関する基準をいう⁶⁶。QC のシステムは、①QCVN と表される国家技術基準及び②QCDP と表される地方技術基準からなる⁶⁷。QC は、管轄権を有する国家機関により、強制適

⁶³ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/index.html

⁶⁴ http://www.n-shokuei.jp/eisei/haccp_a.html

⁶⁵ http://www.maff.go.jp/kanto/syo_an/seikatsu/iken/pdf/shiryo3_1.pdf

⁶⁶ 技術標準及び技術基準に関する法律第3条

⁶⁷ 技術標準及び技術基準に関する法律第26条

用されるものとして書面形式で公布される⁶⁸。管轄当局は、保健省及び地域の保健局⁶⁹とされている。

(イ) 包装済みの加工食品に関する QC⁷⁰

包装済みの加工食品(輸入品を含む。)は、(a)QC がある場合(例えば、発酵乳製品について QCVN 5-5:2010/BYT)は、QC の適合性公表認証に従い、(b)関連する QC がない場合は、当該輸入加工包装食品は食品安全規制適合性公表認証を取得しなければならない⁷¹。

取得手続は次のとおりである。ただし、第 3 章第 3 節 6 で後述するように、実際には、③の申請から認証の取得までは約 1.5~2 か月かかるようである。

- ① (a)QC 又は(b)食品安全規制適合性公表認証の申請に必要な書類一式を作成
- ② 保健省又は地域の保健局に書類一式を提出して申請
- ③ (a)の場合:保健省又は地域の保健局は、有効な書類一式を受領した日から 7 営業日以内に、QC への適合性公表認証証書を交付

(b)の場合:保健省又は地域の保健局が有効な書類一式を受領した日から 15 営業日以内に、食品安全規制への適合性公表認証証書を交付

また、QC への適合性公表認証又は食品安全規制適合性公表認証の数は、製品表示に記載しなければならない⁷²。

QC に関して、ベトナムでは、管轄権を有する国家機関が規制適合性の書面による発表を受けた後、QC の適合マークが製品表示に付される⁷³。QC の適合マークは次のとおりである⁷⁴。



⁶⁸ 技術標準及び技術基準に関する法律第 3 条

⁶⁹ 食品安全法の運用指針を定める 2012 年 4 月 25 日付政令 38/2012/ND-CP(「**政令 38 号**」)第 4 条

⁷⁰ 政令 38 号第 4 条、第 5 条、第 6 条及び第 9 条

⁷¹ 政令 38 号第 3 条及び第 4 条

⁷² 食品、食品添加物その他の表示に関する 2014 年 10 月 27 日付 MARD、保健省及び商工省公布の合同通達 34/2014/TTLT-BYT-BNNPTNT-BCT(「**通達 34 号**」)第 5 条

⁷³ 政令 38 号第 9 条

⁷⁴ 基準・標準適合性公表に関する 2012 年 12 月 12 日付通達 28/2012/TT-BKHCN(「**通達 28 号**」)別紙 1

イ 技術標準(TC)

TC とは、製品、商品、サービス、プロセス、環境及び社会経済活動におけるその他の物の品質及び有効性を向上させるため、それらの物の分類及び評価を行うための基準として使用される技術特性及び管理要件に関する国家基準をいう⁷⁵。ベトナムの TC のシステムは、(a)TCVN と表される国家技術標準及び(b)TCCS と表される製造者技術標準からなる⁷⁶。

TCVN は、管轄権を有する国家機関によって、任意適用されるものとして書面で公布される⁷⁷。TCVN の適合性評価は、機関又は個人の要請を受け、試験、検査、基準適合性認証及び基準適合性公表の形式で、任意で行われるものとされている⁷⁸。

(2) HACCP に関連する QC

ベトナムでは、HACCP は QC 及び TC に規定されることによって、成文化されている。

例えば、以下の特定の事業者・施設について、生産者は、QC に定められた HACCP に準拠した生産工程を実施しなければならない。

カシューナッツ加工場	QCVN 01-08:2009/BNNPTNT
水産食品の事業者	QCVN 02-02:2009/BNNPTNT
即席水産物の加工施設	QCVN 02-03:2009/BNNPTNT
水産缶詰工場	QCVN 02-04:2009/BNNPTNT
魚醤加工施設	QCVN 02-16:2012/BNNPTNT
魚油加工施設	QCVN 02-24:2017/BNNPTNT

QC の対象となる製品については、QC への適合性について認証を受けなければならない⁷⁹。さらに、QC については適合性公表認証制度が設けられているため、QC の対象となる製品については、QC への適合性公表認証を取得することが必要になる。

(3) HACCP に関連する TC

HACCP に関する TC として、例えば、食品衛生の一般的原則に関する規則 TCVN 5603:2008 がある。取引業者は、関連する TC を任意に適用し(例えば、焙煎コーヒー

⁷⁵ 技術標準及び技術基準に関する法律第 3 条

⁷⁶ 技術標準及び技術基準に関する法律第 10 条

⁷⁷ 技術標準及び技術基準に関する法律第 3 条

⁷⁸ 技術標準及び技術基準に関する法律第 41 条

⁷⁹ 技術標準及び技術基準に関する法律第 41 条

に関する CVN5250:2015)、TC への適合性を公表することが推奨される⁸⁰。登録認証機関は、形式、構成及び表現を含む TC の適合マークを規定して、当該 TC の適合マークを製品に押印することができる⁸¹。TC の適合マークは、次の基本要件を満たしていなければならない⁸²。

- ① 明瞭で、他のマークとの混同を生じさせないこと
- ② それぞれの TC についての完全な記号が表されていること

⁸⁰ 技術標準及び技術基準に関する法律第 43 条、第 44 条及び第 45 条

⁸¹ 通達 28 号第 4.1 条

⁸² 通達 28 号第 4.1 条

第 2 節 農産物・加工食品の流通・輸入に関する主な認証・規格制度

第 1 款 食品の品質の安全性確保に関する規制

1 残留農薬に関する規制

(1) 関係法令

法律	食品安全法
政令	政令 38 号
通達	食品中の最大残留基準値に関する 2016 年 12 月 30 日付保健省公布の通達 50/2016/TT-BYT(以下「 通達 50 号 」という。)

(2) 概要(最大残留基準を超える農薬が残留する食品の販売禁止)

指定された一定の農薬について、食品毎に定められた最大残留基準量を超える農薬が残留する食品の販売等が禁止されている(通達 50 号別紙 I)。

2 食品添加物に関する規制

(1) 関係法令

法律	食品安全法
政令	政令 38 号
政令	商品の表示に関する 2017 年 4 月 14 日付政令 43/2017/ND-CP(以下「 政令 43 号 」という。)
通達	合同通達 34 号
通達	2015 年 5 月 11 日付保健省公布の通達 08/2015/TT-BYT により改正された、食品添加物の管理に関する 2012 年 11 月 30 日付保健省公布の通達 27/2012/TT-BYT(以下「 通達 27 号 」という。)
通達	QC 及び食品安全規制適合性に関する 2012 年 11 月 9 日付保健省公布の通達 19/2012/TT-BYT(以下「 通達 19 号 」という。)

(2) 概要

ア 食品への使用が認められる添加物の指定

保健省が指定する一定の食品添加物について、所定の許容基準値の範囲内で食品に使用することが認められている(通達 27 号別紙 I 及び別紙 II)。

イ 食品添加物の技術基準 (QC)

食品添加物の規格・試験方法等について、食品添加物の種類毎に定められたベトナムの国家技術基準に適合していることが要求される。

食品添加物の種類	適用される QC
調味料	QCVN 4-1:2010/BYT
保湿剤	QCVN 4-2:2010/BYT
膨張剤	QCVN 4-3:2010/BYT
凝結防止剤	QCVN 4-4:2010/BYT
保色剤	QCVN 4-5:2010/BYT
酸化防止剤	QCVN 4-6:2010/BYT
消泡剤	QCVN 4-7:2010/BYT
人工甘味料	QCVN 4-8:2010/BYT
固化剤	QCVN 4-9:2010/BYT
着色料	QCVN 4-10:2010/BYT
pH 調整剤	QCVN 4-11:2010/BYT
保存料	QCVN 4-12:2010/BYT
安定剤	QCVN 4-13:2010/BYT
キレート剤	QCVN 4-14:2010/BYT
小麦粉処理剤	QCVN 4-15:2010/BYT
増量剤	QCVN 4-16:2010/BYT
噴射剤	QCVN 4-17:2010/BYT
加工デンプン	QCVN 4-18:2011/BYT
酵素	QCVN 4-19:2011/BYT
光沢剤	QCVN 4-20:2011/BYT
増粘剤	QCVN 4-21:2011/BYT
乳化剤	QCVN 4-22:2011/BYT
発泡剤	QCVN 4-23:2011/BYT

ウ 食品安全規制適合性公表認証

(7) QC が定められている食品添加物の場合

QC が定められている食品添加物については、以下の方法により、QC 適合性公表の認証を受ける必要がある⁸³。

a QC 適合性の評価

次のいずれかの方法によって QC 適合性評価を行う。

- ① 所定の基準適合性評価基準に基づいて、QC 適合性を自己評価し、第三者検査機関において製品テストを行う。

⁸³ 通達 19 号第 4 条

② 保健省指定の QC 適合性評価機関において、QC 適合性を評価する。

b QC 適合性公表の認証

QC 適合性公表認証申請に必要な書類を保健省食品安全局等の管轄部局に提出する。

(イ) QC が定められていない食品添加物の場合

QC が定められていない食品添加物については、関連する食品安全規制への適合性について、次の手続きを行う必要がある。⁸⁴

a 食品安全規制適合性の評価

第三者検査機関において、製品テストを行い、食品安全規制適合性を評価する。

b 食品安全規制適合性公表の認証

食品安全規制適合性公表認証申請に必要な書類を保健省食品安全局等の管轄部局に提出する。

エ 食品添加物に関する表示規制

食品添加物は、食品の原材料として、原則として、その分類名・名称等一定の事項を表示することが義務付けられている⁸⁵。

3 遺伝子組換え食品に関する規制

(1) 関係法令

法律	食品安全法
政令	政令 38 号
政令	政令 43 号
政令	遺伝子組換え作物、遺伝子組換え標本及び遺伝子組換え作物製品のバイオセーフティーに関する 2010 年 6 月 21 日付政令 69/2010/ND-CP(2011 年 11 月 30 日付政令 108/2011/ND-CP により改正された。)(以下「 政令 69 号 」という。)
通達	包装された遺伝子組換え食品の表示に関する 2014 年 10 月 27 日付 MARD 及び科学技術省公布の合同通達 45/2015/TTLT-BNNPTNT-BKHCN(以下「 合同通達 45 号 」という。)
通達	食品への利用が可能な遺伝子組換え植物の認証書に関する 2014 年 1 月 24 日付 MARD 公布の通達 02/2014/TT-BNNPTTN(以下「 通達 02 号 」という。)

⁸⁴ 通達 19 号第 5 条

⁸⁵ 通達 34 号第 7 条及び第 15 条

(2) 概要

ア 食品への利用が可能な遺伝子組換え作物の認証

(7) MARD による認証

MARD は、食品への利用が可能な遺伝子組換え作物(以下「**GMO**」という。)について、遺伝子組換え食品安全委員会(商工省、科学技術省、MARD、天然資源環境省、保健省からの代表者及び数名の専門家により構成される)による鑑定の結果、ヒトの健康に対して制御不能な悪影響を及ぼすおそれがないと認められるものについて GMO 利用可能認証を付与することができる⁸⁶。

(4) 審査手続き

GMO 利用可能認証は、大要、以下の手続きによって行われる⁸⁷。

- ① GMO 利用可能認証書を申請しようとする者は、申請書類(申請書、GMO によるヒトの健康に対する影響評価報告書、及び、先進 5 か国において GMO の食品への使用が許可されていることを証明する書類)3 部を MARD に提出する。
- ② MARD が申請書類を受領した日から 7 営業日以内に、MARD は、申請者に対し、有効な申請書類一式を受領した旨を通知する、又は、追加資料の提出を求める。
- ③ 申請書類一式を鑑定するため、MARD は遺伝子組換え食品安全委員会を設置する。
- ④ MARD は、GMO によるヒトの健康に対する影響評価報告をウェブサイトになくとも 30 日間公表してパブリックコメントを募集し、パブリックコメントを遺伝子組換え食品安全委員会に報告する。
- ⑤ MARD が有効な申請書類を受領した日から 180 日以内に、遺伝子組換え食品安全委員会は鑑定を行う。ただし、先進 5 か国において使用が許可されていると認められるものについては、MARD が有効な申請書類を受領した日から 60 日以内に鑑定を行う。
- ⑥ MARD は、遺伝子組換え食品安全委員会による鑑定結果の報告を受けた日から 30 日以内に、申請者に対し、GMO 利用可能認証書又は拒絶通知を交付する。

(4) GMO 利用可能認証書の交付状況

遺伝子組換え植物について、MARD は、通達 02 号により、遺伝子組換え植物のための具体的な認証基準を設けている。MARD が管理運営する「ベトナム版バイオセーフティクリア

⁸⁶ 政令 69 号第 27 条、第 28 条

⁸⁷ 政令 69 号第 28 条

リングハウスポータル」⁸⁸によれば、現在までに、20 品目の遺伝子組換え植物に対して、GMO 利用可能認証書が交付されている。

イ 遺伝子組換え食品に関する表示規制

遺伝子組換え食品については、商品又は商品の容器包装上に、「遺伝子組換え食品」(ベトナム語で「Thuc pham bien doi gen」)又は「遺伝子組換え」(ベトナム語で「Bien doi gen」)という文言を表示することが要求される⁸⁹。

また、GMO 又は含有成分の 5%を超える割合で GMO を使用した製品を含有する遺伝子組換え食品には、GMO の名称と食品中に含まれる割合を表示しなければならない⁹⁰。

4 食品への放射線照射に関する規制

(1) 関係法令

法律	食品安全法
政令	政令 43 号
通達	合同通達 34 号
通達	放射線照射許可食品及び最大許容吸収線量リストを定める 2011 年 11 月 3 日付の MARD 公布の通達 76/2011/TT-BNNPTTN(以下「 通達 76 号 」という。)
通達	放射線照射食品についての衛生及び安全に関する 2004 年 10 月 14 日付保健省公布の決定 3616/2004/QĐ-BYT(以下「 決定 3616 号 」という。)

(2) 概要

ア 放射線照射が許可される食品の指定

食品の滅菌処理や劣化防止等を目的とする食品への放射線照射は、保健省、MARD、商工省がそれぞれ指定した食品に対してのみ、各食品毎に定められた許容照射線量の範囲で許可されている⁹¹。

なお、現在までに、保健省及び MARD は放射線照射許可食品リストを公布しているが、商工省からは公布されていない(すなわち、乳製品等商工省所轄の食品に対する放射線照射は認められていない。)。

⁸⁸ <http://antoansinhhoc.vn/en/gmo-search/> (英語版)

⁸⁹ 食品安全法第 44.2 条(d)、政令 38 号第 18.2 条(d)及び政令 43 号別紙 I 第 5 号

⁹⁰ 政令 38 号第 11.1 条及び合同通達 45 号第 4.2 条

⁹¹ 食品安全法第 16 条及び第 38 条並びに通達 63 号附属書 IV

イ 表示規制

放射線照射食品については、商品又は商品の容器包装上に、「放射線照射食品」(ベトナム語で「Thuc pham da qua chieu xa」)の文言又は放射線照射食品であることを表す次のマークを表示することが要求される⁹²。



5 食品の容器包装に関する規制

(1) 関係法令

通達	次の安全及び衛生に関する国家技術基準を公表する 2011 年 8 月 30 日付保健省公布の通達 34/2011/TT-BYT:①食品に直接接触する合成プラスチック製器具、容器包装に関する QCVN 12-1:2011/BYT、②食品に直接接触するゴム製器具、容器包装に関する QCVN 12-2:2011/BYT、及び③食品に直接接触する金属製容器に関する QCVN 12-3:2011/BYT
通達	食品に直接接触するガラス、セラミック、磁器及びホウロウ製器具、容器包装の安全及び衛生に関する国家技術基準 QCVN 12-4:2015/BYT を公表する 2015 年 10 月 28 日付保健省公布の通達 35/2015/TT-BYT

(2) 概要

食品用の容器包装は、食品に有害物質等を放出するものであってはならず、消費期限までの間、食品の品質を保つことが保証された安全な原材料から製造されたものでなければならないとされている⁹³。

次の素材から製造される食品用容器包装については、それぞれ国家技術基準が定められており、材料の試験方法、溶出最大量等が定められている。

- ① 合成プラスチック製食品用容器包装
- ② ゴム製食品用容器
- ③ 金属製食品用容器
- ④ ガラス、セラミック、磁器及びホウロウ製食品用容器

⁹² 決定 3616 号別紙

⁹³ 食品安全法第 40 条

6 牛海綿状脳症 (BSE) 対策に関する規制

(1) 関係法令

法律	動物衛生法
政令	動物衛生法のガイドラインに関する政令 35/2016/ND-CP (以下「 政令 35 号 」という。)
通達	陸生生物及び畜産物の検疫に関する 2016 年 6 月 30 日付 MARD 公布の通達 25/2016/TT-BNNPTNT (以下「 通達 25 号 」という。)

(2) 概要

BSE を含む特定の動物伝染病の発生・拡大を予防するため、検疫の対象となる動物由来製品が指定されている⁹⁴。BSE については、牛肉を原料として製造された食品及び肉骨粉が含まれている可能性がある動物資料について、検疫手続きが実施される⁹⁵。

また、動物衛生法に基づき、例えば、①ベトナムのアウトブレイク宣言の対象となる動物疾患リスト、又は、②動物・ヒト間で感染する可能性のある疾患又は新規の病原体の感染症のリストに含まれる動物伝染病が発生した国/地域からの動物又は動物由来製品については、輸入停止等の措置が執られる⁹⁶。

第 2 款 食品の表示に関する一般的な規制

1 関係法令

法律	食品安全法
政令	政令 43 号
通達	合同通達 34 号

2 概要

(1) 食品に関する表示義務(一般)

食品安全法に基づき、政令 43 号において、以下の事項を含む、食品に関する表示基準が定められている。

⁹⁴ 通達 25 号別紙 I

⁹⁵ 動物衛生法第 46 条、第 47 条

⁹⁶ 政令 35 号第 7 条、第 9 条

ア 必須表示事項

次の事項を食品又は食品の容器包装上に表示することが義務付けられている⁹⁷。

- ① 商品名
- ② 責任事業者の名称及び所在地
- ③ 原産地
- ④ 遺伝子組換え食品、食品添加物、放射線照射食品等の食品の分類毎に定められた表示事項(数量、製造年月日、消費期限等)

さらに、加工食品については、MARD と保健省の合同通達においても、原材料その他の必須表示事項が定められている⁹⁸。

イ 表示に用いる言語

原則として、必須表示事項については、ベトナム語をもって表示しなければならないとされている⁹⁹。

(2) 輸入食品に関する表示

ベトナムに輸入される商品について、必須表示事項がベトナム語で記載されていない場合や、必須表示事項が十分に記載されていない場合には、ベトナム語で記載した必須表示事項を含む二次的表示が必要とされる¹⁰⁰。

第3款 健康食品に関する規制

1 健康関連食品の分類

ベトナムの食品安全法関連法令において、「健康食品」という分類は設けられていないが、健康増進に役立つ可能性のある食品の分類として、①微量栄養素強化食品及び②機能性食品が設けられている。

⁹⁷ 政令 43 号第 10 条

⁹⁸ 合同通達 34 号第 5 条

⁹⁹ 政令 43 号第 7 条

¹⁰⁰ 政令 43 号第 7 条

(1) 微量栄養素強化食品

微量栄養素強化食品とは、ビタミン、ミネラル及び微量元素の欠乏によって公衆又は公衆の特定のグループに生じる健康障害を予防又は改善することを目的として、所定の物質又は成分を添加した食品をいう。

(2) 機能性食品

機能性食品とは、栄養補助食品、健康補助食品、医療食品を含み、人体の機能を補助し、身体をリラックスさせ、抵抗力を高め、疾病リスクを低減させることを目的として使用される食品をいう¹⁰¹。

2 微量栄養素強化食品

(1) 関連法令

法律	食品安全法
政令	政令 38 号
政令	微量栄養素を含有する食品の栄養強化に関する 2016 年 1 月 28 日付政令 09/2016/ND-CP (以下「 政令 09 号 」という。)
通達	食品に添加可能な微量栄養素リストを定める 2015 年 11 月 30 日付保健省公布の通達 44/2015/TT-BYT (以下「 通達 44 号 」という。)
通達	微量栄養素強化食品に関する QCVN 9-2:2011/BYT を公表する 2011 年 5 月 30 日付保健省公布の通達 18/2011/TT-BYT (以下「 通達 18 号 」という。)
通達	保健省所轄の機能性食品、微量栄養素強化食品、食品添加物、食品加工促進剤、ナチュラルミネラルウォーター、瓶入り飲料及び食品用の器具・容器包装材の製造及び販売にかかる施設に対する食品安全規制適合性認証書の交付に関する 2012 年 11 月 30 日付保健省公布の通達 26/2012/TT-BYT (以下「 通達 26 号 」という。)
通達	食品製造施設等に対する食品の安全性条件に関する 2012 年 10 月 22 日付保健省公布の通達 16/2012/TT-BYT (以下「 通達 16 号 」という。)
通達	通達 19 号

(2) 概要

ア 添加可能な微量栄養素リスト

食品に添加することが可能なビタミン、ミネラル及び微量元素等の微量栄養素は、保健省公布の添加可能微量栄養素リストに指定された次のものに限られ、これらの栄養素につ

¹⁰¹ 食品安全法第 2.23 条

いて、ヒトの健康及び生命に危害を生じさせない量を食品に添加することが認められている¹⁰²。

ビタミン類	ビタミン A、ビタミン D、ビタミン E、ビタミン K、ビタミン B1、ビタミン B2、ナイアシン(ビタミン B3)、パントテン酸(ビタミン B5)、ビタミン B6、葉酸(ビタミン B9)、ビタミン B12、ビオチン、ビタミン C
ミネラル類	カルシウム、マグネシウム、鉄、銅、ヨウ素、亜鉛、マンガン、ナトリウム、カリウム、セレン、クロム、モリブデン、フッ素、ホウ酸、ケイ素

イ 添加が強制される微量栄養素

次の食品については、特定の疾患を予防するために、微量栄養素の添加が義務付けられている¹⁰³。

食品	微量栄養素	目的
食塩	ヨウ素	甲状腺腫、精神遅滞その他のヨウ素欠乏症を予防及び管理する。
小麦粉	鉄分	鉄欠乏性貧血を予防及び管理し、発育不全、栄養失調及び精神発達遅滞等、鉄欠乏性貧血によって生じる状態を改善する。
小麦粉	亜鉛	成長を促進し、ヒトの身長を伸ばし、いくつかの代謝異常、細胞分化、細菌感染、骨の成長障害及び性機能不全を予防及び管理する。
植物油	ビタミン A	ドライアイ及び失明の予防及び管理を行い、発育阻害、栄養失調等ビタミン A の欠乏によって生じる状態を改善し、免疫の強化に寄与する。

ウ 微量栄養素強化食品に関する技術基準(QC)

一定の微量栄養素強化食品、例えば、栄養強化された魚醤、小麦粉、植物油及び砂糖の製造及び販売については、QCVN 9-2:2011/BYT に定められた技術基準を遵守する必要がある(例えば、小麦粉に添加する鉄分の重量は、27.8mg/kg～51.6mg/kg とする等)。

¹⁰² 通達 44 号別紙

¹⁰³ 政令 09 号第 4 条

エ 食品安全規制適合性公表の認証

(7) QC に技術基準が定められている微量栄養素強化食品

QC が定められている微量栄養素強化食品については、以下のとおり、QC 適合性公表認証の手続きを行う必要がある¹⁰⁴。

a QC 適合性の評価

次のいずれかの方法によって QC 適合性評価を行う。

- ① 所定の基準適合性評価基準に基づいて、QC 適合性を自己評価し、第三者検査機関において製品テストを行う。
- ② 保健省指定の基準適合性認証機関において、QC 適合性を評価する。

b QC 適合性公表の認証

QC 適合性公表認証申請に必要な書類を保健省食品安全局等の管轄部局に提出する。

(4) QC が定められていない微量栄養素強化食品

QC が定められていない微量栄養素強化食品については、次のとおり、関連する食品安全規制への適合性について評価を行い、食品安全規制適合性公表の認証を行う¹⁰⁵。

a 食品安全規制適合性の評価

第三者検査機関において、製品テストを行い、食品安全規制適合性を評価する。

b 食品安全規制適合性公表の認証

食品安全規制適合性公表認証申請に必要な書類を保健省食品安全局等の管轄部局に提出する。

オ 微量栄養素強化食品に関する表示規制

微量栄養素強化食品には、次の事項の表示が義務付けられる¹⁰⁶。

- ① 安全に使用可能な期間(「消費期限」又は「使用期限」)

¹⁰⁴ 通達 19 号第 4 条

¹⁰⁵ 通達 19 号第 5 条

¹⁰⁶ 政令 38 号第 17.1 条、第 18.2 条(b)及び第 18.2 条(d)

- ② 微量栄養素の名称
- ③ 生理学的活性を有する有効成分
- ④ 健康に対する効果
- ⑤ 含有成分及び濃度
- ⑥ 使用対象、用量、使用方法、注意文言

カ 微量栄養素強化食品の製造・販売に係る施設要件

微量栄養素強化食品の製造又は販売を行う施設について、原則として、食品の製造又は販売に関する食品安全規制適合性の認証を取得する必要がある¹⁰⁷。

製造又は販売施設についての認証を取得する手続きは、大要、以下のとおりである¹⁰⁸。

- ① 施設の所有者は、保健省食品安全局に申請書類を提出する。
- ② 当局は、申請書類を受領した日から 5 営業日以内に、申請書類を審査しなければならない。
- ③ 当局は、申請書類の審査を完了した日から 10 営業日以内に、施設を検査し、当該施設が条件に適合する場合には、食品安全規制適合性の認証書を交付する¹⁰⁹。

3 機能性食品

(1) 関連法令

法律	食品安全法
政令	政令 38 号
通達	通達 16 号
通達	通達 26 号
通達	機能性食品の管理に関する 2014 年 11 月 24 日付保健省公布の通達 43/2014/TT-BYT (以下「 通達 43 号 」という。)

(2) 概要

ア 機能性食品の種類

機能性食品は、①栄養補助食品、②健康補助食品、③医療用食品(特定医療用食品)、④特殊用途食品の 4 つに分類される¹¹⁰。

¹⁰⁷ 政令 38 号第 12.1 条

¹⁰⁸ 通達 26 号第 5 条

¹⁰⁹ 通達 16 号第 3 条

¹¹⁰ 食品安全法第 2.23 条

種類	定義	具体例
栄養補助食品 (Supplemented Food)	微量栄養素その他健康増進に有用な成分(ビタミン、ミネラル、アミノ酸、脂肪酸、酵素、プロバイオティクス、プレバイオティクス、その他生物学的な有効成分等)を添加した一般食品をいう。	小児の健康増進に有用な微量栄養素を添加した調理用油、ミネラルを添加した砂糖等。
健康補助食品 (Health Supplement, Food Supplement, Dietary Supplement)	カプセル、丸剤、錠剤、膏剤、顆粒剤、粉剤、液剤その他の剤型の製品であって、次に掲げるいずれかの成分を含有するものをいう。 ①ビタミン、ミネラル、アミノ酸、脂肪酸、酵素、プロバイオティクスその他の生理活性物質 ②抽出、分離、濃縮、代謝によって得られる、動物、ミネラル、植物由来の天然の生理活性物質	脂肪の吸収を抑える製品、血圧を安定に維持するための製品等。
医療用食品(特定医療用食品) (Food for Special Medical Purposes, or Medical Food)	患者の食事管理を目的とし、かつ医療従事者の監督下でのみ使用される、経口又はチューブによって投与される食品をいう。	術後又はがん治療中の患者向けの粉ミルク、栄養摂取プログラムの管理下にある高齢者向け粉ミルク等。
特殊用途食品 (Food for Special Dietary Uses)	ダイエット中の者、高齢者、その他CODEXに定められている特定の対象者のための食品をいう。摂取者の身体的又は生理的状态、又は疾病及び障害に対する特定の食事要件を満たすために加工又は調整された食品をいう。	小児用粉ミルク等。

イ 食品安全規制適合性公表の認証

機能性食品について技術基準を定めた QC はないが、食品安全規制適合性公表の認証が必要とされる。

食品安全規制適合性公表の手続きは、大要、以下のとおりである¹¹¹。

① 食品安全規制適合性評価

第三者機関において製品テストを行い、関連する食品安全規制の適合性評価を行う。

② 食品安全規制適合性公表の認証

食品安全規制適合性公表の認証申請書類を保健省食品安全局等の管轄部局に提出する。

¹¹¹ 通達 19 号第 5 条

ウ 機能性食品に関する表示規制

(7) 機能性食品一般

機能性食品には、次の事項の表示が義務付けられる¹¹²。

- ① 安全に使用可能な期間(「消費期限」又は「使用期限」)
- ② 強化されている栄養素の名称
- ③ 生理学的活性を有する有効成分
- ④ 健康に対する効果
- ⑤ 含有成分及び濃度
- ⑥ 使用対象、用量、使用方法、注意文言

(イ) 栄養補助食品に関する栄養/健康強調表示¹¹³

栄養素含有量強調表示 (Nutrient Content Claims)	健康強調表示 (Health Claims)
- 食品に添加する栄養成分の含有量がベトナム人向け推奨栄養摂取量(RNI)の10%未満の場合は、当該成分を表示してはならない。 - 栄養成分の含有量がRNIの10%以上である場合は、1食あたりの標準摂取量又は100gあたりの含有量を表示しなければならない。 - 栄養成分の含有量は、所定の最大許容量を超えてはならない。	- 食品に添加する栄養成分に関する健康強調表示は、その含有量がRNIの10%以上であり、かつ、表示しようとする健康効果が科学的に実証されている場合にのみ表示することができる。 - RNIが定められていない栄養成分に関する健康強調表示は科学的に実証された場合、又は、栄養成分の含有量が学術文献に記載された推奨量に適合する場合にのみ表示することができる。 - 健康強調表示は、明確かつ一貫した表現で記載され、摂取対象者及び摂取量について適切な表現で表示する。

(ウ) 健康補助食品に関する栄養/健康強調表示¹¹⁴

栄養素含有量強調表示 (Nutrient Content Claims)	健康強調表示 (Health Claims)
健康に対する効果をもたらす主要な栄養成分について、その成分名を先頭に明記する。その他の成分は重量の多い順に列記する。	- 科学的根拠がある場合にのみ、主要な効果をもたらす成分について健康効果を表示することができる。 - 成分の健康効果、摂取量、摂取対象者

¹¹² 政令3号第17.1条、第18.2条(b)、第18.2条(c)及び第18.2条(d)並びに通達43号第6条

¹¹³ 通達43号第8条

¹¹⁴ 通達43号第10条

・ 栄養成分の含有量は、RNI の 15%以上でなければならない。 ・ 栄養成分の含有量は、所定の最大許容量を超えてはならない。 ・ 栄養成分の 1 日あたりの推奨摂取量又は 1 食あたりの標準摂取量について、重量と RNI に占める割合 (%) を表示しなければならない。	及び摂取方法に関する表示は、科学的根拠の内容と一貫していなければならない。 ・ 成分の含有量が学術文献に示された適正摂取量よりも少ない場合には、健康強調表示をしてはならない。 ・ 成分の含有量が学術文献に示された適正摂取量よりも多い場合には、健康強調表示をすることができ、適切な摂取対象者及び摂取量に関する指示を表示しなければならない。 ・ RNI が定められていない構成成分については、その成分の健康効果に関する科学的根拠を提示し、またその成分の推奨摂取量を示さなければならない。
---	--

(I) 特定医療用食品及び特殊用途食品に関する栄養/健康強調表示¹¹⁵

栄養素含有量強調表示 (Nutrient Content Claims)	健康強調表示 (Health Claims)
・ 栄養成分を含有量の多い順に列記しなければならない。 ・ 栄養成分の 1 日あたりの推奨摂取量又は 1 食あたりの標準摂取量について、重量と RNI に占める割合 (%) を表示しなければならない。 ・ 栄養成分の含有量は、所定の最大許容量を超えてはならない。	・ 摂取対象者毎に推奨摂取量を表示しなければならない。 ・ 適切な摂取対象者を特定し、また、摂取が禁止される者を明記しなければならない。 ・ 摂取対象者毎に摂取期間・摂取量を表示しなければならない。

¹¹⁵ 通達 43 号第 12 条

第2章 農産物・加工食品の品質・安全性確保に関する認証・規格制度に関するヒアリング調査

第1節 ヒアリングの実施概要・方法

日本の農林水産業・食品産業が海外展開や輸出を進めるにあたり障害となる非関税障壁の実態を明らかにするためには、前提として、ベトナムにおける現地拠点の開設、労働者の確保、現地でのバリューチェーン(生産、仕入、製造・加工、物流、製品・サービスの提供等)の現状及びそれらの構築、現地企業の買収等に際して課題・障壁等となっている、又はなったことを把握する必要がある。

そこで、本調査では、2018年1月15日から同年1月18日の間、既にベトナムに進出している日系企業8社及び国際協力機構ベトナム事務所に対し、次の事項に関してヒアリングを実施した。

- ① GAPについて:ベトナム国内において農産物・加工食品の製造販売に際して重視する、農産物の生産管理工程に関する規格(主として、Global GAP、ASIA GAP、Viet GAP、Basic GAP)の有無、それらの規格についてのベトナム国内の生産者・食品関連事業者・消費者間の認知度・普及度
- ② ベトナム国内において農産物・加工食品を製造するに際して問題・課題となっている品質管理に関する問題の有無

なお、ヒアリングを実施した日系企業8社を業種別に見ると、外食1社、卸売・小売4社、農産物の生産・輸出1社、加工食品の製造・輸出1社、医薬品・機能性食品等の製造販売1社である。

第2節 ヒアリング結果

第1款 GAPについて

1 要旨

GAPの普及度について、各ヒアリング先企業・機関に対するヒアリング内容は2で述べるが、ヒアリング結果を総括すると、次のとおりであると考えられる。すなわち、ベトナム国内で流通する農産物のうち、トラディショナルトレード(個人経営の小売店等)や市場において販売される農産物のほとんどは、Global GAPやViet GAPを取得していない農家が生産した農産物である。モダントレード(スーパーマーケット等)においては、Global GAPやViet GAPを取引基準として用いるものも一部存在するが、一般的には、GAPについてのベトナム国民の認知度は高くなく、ベトナム国内の食品関連事業者間においてGAPが取引条件として用いられることはあまりないとのことであった。ベトナム国外に輸出する

農産物については、食品安全に関する要求水準が高い欧州を輸出先に含める場合は、調達の際に農家に対し原則として Global GAP の取得を求める傾向があるが、個別に輸出先との間で基準となる認証規格について合意がある場合にはその定めによる。実際に、日本向けに輸出する際に、顧客との間で Viet GAP の取得を基準として取り決める企業がある。

2 ヒアリング結果の概要

(1) 公的機関 A

- ベトナム国内において、農産物の調達に際して GAP を重視する動きは特に見られず、ベトナムの消費者の間での GAP の認知度も低い。
- Viet GAP の普及が進まない理由として、認証を得るためのチェック項目が 65 項目あるところ、通常の規模の農家には当該項目を満たすための負担が大きいこと、また、個々の農家が、第三者機関による認証にかかる費用を負担することも難しいことが考えられる。
- Basic GAP は、近年取組みが始まったばかりであるため、Viet GAP よりもさらに認知度が低い。現在、Basic GAP は第三者機関による認証制度を設けておらず、農家が自主的に、確認項目を満たしていることを申告する制度としているが、今後、どのようにその申告の正確性を担保するかが問題である。
- 上述のように、Viet GAP を取得する費用が負担になることから、資金等の面で比較的余裕のある農協等を除き、Basic GAP を取得した農家が、ステップアップとして Viet GAP の取得を目指すことはほとんどない。

(2) B 社

- 食品関連の原材料を調達する際、加工食品の輸出先が欧州や日本である場合には、農家に対して原則として Global GAP の取得を求める。
- 日本に輸出する特定の農産品に関しては、顧客から、Viet GAP の取得を基準とすることを求められているため、農家に対して Viet GAP の取得を求めている。顧客から Global GAP の取得まで求められていない理由は、おそらく、当該農産品については、製造工程が比較的簡易であることや、製造工程に殺菌のプロセスが複数回含まれていることから、Global GAP ほど高度な品質管理を必要とする商品ではないという点があると思われる。

(3) C 社

- 農産物の調達の際に、GAP の取得は基準としていない。ベトナム国内においては、GAP

だけでなく、ISO や HACCP を含めて認証取得後の運用実態がずさんである事例も多く、認証制度自体を信用していない。

- 農産物の調達の際の最大の関心事は、食品から残留農薬が実際に検出されるか否かという点である。

(4) D 社

- 農産物の調達の際に、GAP の取得は基準としていない。Viet GAP は、取得後の監査が適切になされていないと思われることから、信用していない。
- 農産物を調達する際には、実際に農家を訪問し、原材料を見て安全性が確保されることが確認できること、また、直接農家に対して指導を行うことができることを重視している。

(5) E 社

- 野菜の現地調達にあたり、Viet GAP 又は Viet GAP と同等の水準の生産管理をしていることを最低限のラインとして定めている。Viet GAP と同等の水準であるか否かは、実際に農場を訪問して確認している。Viet GAP を最低限のラインとする理由は、政府が公的に認めている認証制度だからである。
- 農家としては、Viet GAP を取得しても価格に反映されないため、認証を取得するための手間・費用に見合うメリットがなく、取得するインセンティブに乏しいと思われる。そのため、Viet GAP と同等の水準で生産管理を行っている農家であっても、Viet GAP を取得しない農家が少なくない。
- ベトナムにおいては、高原野菜生産地である Dalat で生産される農産物が高品質であると一般的に認識されており、Dalat においては地域の認証制度として Dalat GAP が存在する。
- ベトナムの一般の消費者が認識している、安全性・品質に関するイメージは、上から順に、①オーガニック¹¹⁶、②Global GAP、③Dalat GAP、④Viet GAP、⑤無認証のものではないかと思われる。また、市場に流通する農産物の総量に占める割合のイメージは、オーガニックは 3%程度、オーガニックと Global GAP を合わせると 20%程度、Viet GAP 及び Viet GAP と同等の水準の生産管理をしているものが合計で 50%程度、その他 25~30%程度が粗悪品ではないかという感覚を持っている。

¹¹⁶ オーガニックに関する定めとして、National standard for organic production and product processing (10TCN 602-2006)が存在するが、「オーガニック」の具体的な定義等は規定されておらず、その他にオーガニックに関する規制は存在しないようである。

(6) F 社

- 農産物の生産・輸出にあたっては、欧州の顧客から Global GAP の取得を要求されるため、最も要求水準が高い欧州に合わせて、輸出先に関わらず Global GAP を取得するよう農家に求めている。F 社は、25 社程度の、個々の農家をまとめる民間企業と契約しており、当該民間企業が Global GAP の取得資金を個々の農家に提供している可能性がある。
- 海外の市場においては Global GAP がスタンダードであるため、輸出を視野に入れる場合、Viet GAP、ASIA GAP、日本の JAS を取得してもあまり有効ではないと思われる。
- ベトナム国内の消費者間でも Viet GAP の認知度はそれほど高くはなく、その他の GAP、日本の JAS については認識していないと思われる。

(7) G 社

- 農産物の調達とは全て現地で行っており、調達の際に GAP の取得は基準としていない。
- 農産物の取引業者を選定する際には、価格に加えて品質も重視している。品質は、サンプルを確認した後、実際に当該取引業者の店舗を訪問して、衛生管理の状況を確認したり、自社店舗の料理長からヒアリングしたりすることで確かめている。

(8) H 社

- 農産物の調達の際に、GAP の取得は基準としていない。
- 原材料となる野菜の調達にあたっては、欧州や日本の顧客の要求に応え、遺伝子組換えでない原材料を購入している。

第 2 款 その他規制の問題点

1 微生物基準が厳格である

食品に残留する微生物について、詳細かつ極めて厳格な微生物基準が定められている¹¹⁷。食品の製造販売に際して、所定の微生物基準を満たすことは容易ではなく、調達する原材料について基準値を上回る菌数が検出されることが少なくない。滅菌方法として加熱処理と放射線照射があるが、前者によれば食品の風味が失われてしまうというデメリット

¹¹⁷ QCVN 8-3:2012/BYT により、牛乳・乳製品、卵・卵製品、肉・肉製品、水産品、36 か月以下の乳幼児向け栄養食品、容器入り天然水等、ロックアイス、クリーム、野菜・果物、野菜・果物製品について微生物基準が定められている。

があり、また、後者は海外で厳しく規制されている手法であるため輸出用食品については実施できない。

2 微量栄養素(鉄と亜鉛、ヨウ素の添加)の添加が強制される

2016 年 1 月 28 日に定められた、微量栄養素を含有する食品の栄養強化に関する政令 09/2016/ND-CP は、第 2 節第 3 款 2(2)イに前述したとおり、特定の微量栄養素の添加を義務付けており、2017 年 3 月 15 日から塩にヨウ素を、2018 年 3 月 15 日から小麦粉に鉄分及び亜鉛を、植物油にビタミン A を添加することを義務付けている。

このうち、小麦粉に鉄と亜鉛を添加する規制については、加工食品の色味や風味への影響が少なくないこと、また、添加していない小麦粉と添加済みの小麦粉について生産設備を分けなければならないとすると設備投資の点で難しいことから、小麦粉を使用した食品の生産自体が困難となる。国内で生産・流通する小麦粉を対象としているため、日本の小麦粉を輸入してベトナム国内で加工し流通させる場合にも適用対象となると思われる。

なお、塩にヨウ素を添加する規制に関しては、2017 年 10 月 27 日、Official Letter No. 6134/BYT-PC により、政府は、保健省及び地域の保健局に対して、塩の製造企業のみを規制遵守の監査の対象とし、塩を使用して食品を製造する企業は監査の対象としないよう通達を発した。その背景には、食品製造企業による保健省に対する陳情があったようである。

3 食品への使用が認められる添加物が国外と異なる場合がある

海外で認められている添加物が使用された食品について、ベトナムへの輸入が認められない場合がある。もっとも、近時、日本、欧州や米国の法律で認められた添加物であることの証明を受けた添加物については、原則として輸入可能とするルールができたようである。

4 残留農薬の適正な検査・認証を行う機関が不十分である

検査機関が、残留農薬の適正な検査を行う能力が不十分である。また、検査機関の認証を行う管轄官庁が複数あり、認証基準や手続が不透明である。

また、農薬散布時に、風等の影響を受けて農薬が飛散して、散布対象以外の農作物に農薬が付着すること(農薬のドリフト)も問題になっている。

5 QC/食品安全規制適合性公表認証の取得に係る問題

ベトナム国内で食品を流通させ、また、輸出する場合には、原料の成分、微生物基準、

表示内容等を食品安全局に提出して QC/食品安全規制適合性公表認証を申請し、当該認証（「品質交付書」と呼んでいる。）を取得する必要があるが、審査に長期間かかるため、タイムリーに新製品を販売することが難しい。すなわち、製品について当該認証が得られるまで 1.5～2 か月程度かかるところ、製品そのものの認証に加えて、製品に含まれる各原材料についての QC/食品安全規制適合性公表認証の取得まで要求されることがあり、その場合には認証取得に 4 か月程度かかってしまう。

6 食品の原材料の品質管理に関する問題

調達する原材料に関する問題で最も多いのは、異物混入である。特に虫が混入する頻度は、農産物・水産物に関わらず、日本と比べて高いと感じているとのことであった。また、前述の微生物基準値を超過するケースも多いようである。法定の微生物基準が非常に厳しいことに加え、コンプライアンス意識が低い企業が多いことも原因と考えられる。その他、技術力やインフラ整備の不足が原因と考えられる不具合も見られるとのことである。

もっとも、GFSI 認証（FSSC22000、BRC、IFS 等）を取得しているサプライヤーにおいて、こうした不具合は激減する傾向にある。日本発の GFSI を構築すること等により、日本の品質を規格化し国外に広めることは非常に意義のあることであると感じている。

7 HS コードに関する問題

HS コードの分類基準が不明確であることが輸入の障壁となっている。まず、新規に輸入する商品については、新しく HS コードを取得する必要があるが、その分類基準が不明確であるため取得に手間がかかる。例えば、発酵食品を輸入する場合に「醸造品」として分類して書類を準備していても、当局から、外国資本企業にとっては輸入販売免許の取得が難しい「酒類」に該当すると指摘を受けることによって、輸入が難しくなることがある。加えて、既に HS コードを取得している商品について、事後に当局が異なる HS コードに分類されることの指導を受けることもある。例えば、食品用プラスチック容器について、「容器」関連の HS コードを取得していたところ、当局から、「食品」に分類するよう指導を受け、従来の 5 倍程度の関税が課されたケースがある。

第 3 節 今後の検討課題

今回のヒアリングにより、ベトナムにおける Viet GAP 等の農産物の認証制度に関して、ベトナムに進出している日系企業のみならず、ベトナムの消費者・食品関連事業者間の認知度・信用度が高くないこと等が問題点として浮かび上がってきた。このうち、認証制度の信用度を高めるためには、認証する際の審査だけでなく、認証取得後も適切にモ

モニタリングすることによって対象製品の安全性や品質を確保する必要があることから、日本国外の生産者が日本の規格・認証制度の適用を受けて生産する場合には、国外においても当該生産者に対し認証維持審査等のモニタリングを実効的に行うことが重要であると考えられる。

ベトナム政府により認められた制度であることを理由として、Viet GAP を調達基準とする企業があったことから、ASIA GAP をはじめとする日本の GAP 制度と Viet GAP との間の公的な相互認証の仕組みを構築することは、ベトナムにおいて日本の GAP 制度が受容される可能性を広げる方法の 1 つとなり得ると思われる。

第4編 タイ

第1章 食品の栄養強調表示・健康強調表示に関する規制についての法令調査

第1節 適用法令

タイにおける食品の栄養強調表示及び健康強調表示に関する主な適用法令は、以下のとおりであり、これらの法令の監督官庁は、タイ FDA(Thai Food Drug and Administration)である。

法律	食品法(Food Act B.E. 2522 (1979))
告示	保健省告示第 182 号:栄養表示 (Notification of the Ministry of Public Health (No. 182) B.E. 2541 (1998) Re: Nutrition Labelling)
通知	タイ FDA 通知:栄養機能強調表示 (Announcement of the Food and Drug Administration Re: Declaration of Nutrient Function Claim, B.E. 2551 (2008)) (以下「 栄養機能強調表示通知 」という。)
告示	保健省告示第 373 号:食品ラベル上への栄養シンボルの表示 (Notification of the Ministry of Public Health (No. 373) B.E. 2559 (2016) Re: The Display of Nutrition Symbol on Food Label)
指針	タイ FDA 発行ガイダンス:健康強調表示の評価のための公式マニュアル (the public manual on the assessment of health claims)

第2節 栄養強調表示規制の概要

1 栄養素含有量強調表示 (Nutrient Content Claim)

「栄養素含有量強調表示」とは、食品中の栄養成分や熱量の含有量水準を示す表示をいう。例えば、「カルシウムの供給源」、「食物繊維が豊富で低脂肪」等の表示をいう。

栄養素含有量強調表示を行う場合には、表示対象となる熱量/栄養素の含有量についてあらかじめ定められた基準を満たす必要がある。具体的な表示及び基準は、例えば、以下の例のとおりである。

熱量/栄養成分	表示	基準
熱量	free, without, free of, no, zero	含有熱量が 5kcal 未満
	low, few, low source of, low in	含有熱量が 40kcal 未満
総脂質	free, without, free of, no, zero	総脂質含有量が 0.5g 未満
飽和脂肪酸	low, few, low source of, a little	総脂質含有量が 3g 以下
	(略)	
糖類	free, without, free of, no, zero, sugarless	糖類含有量が 0.5g 未満

	no added sugar, without added sugar, no sugar added	①製造工程又は包装工程で糖類又は糖類を含有している原材料を加えない、かつ、 ②ジャム、ゼリー、濃縮果汁頭、糖類を添加し糖類の含有量を増加させる原材料を含まない、かつ、 ③製造工程で糖類を使用しない、使用する場合は既存の糖類と製造工程から発生した糖類を合計した量が「含まない、ゼロ」の基準を満たさなければならない、かつ、 ④比較対象食品は糖類が添加されたもので、当該食品は糖類が添加されていないもの。
	unsweetened, contains no added sweeteners	ジュース等本来の成分としてもともと糖類含有量が多い食品に対しては「シュガーフリー」と表示してはならない。
たんぱく質、食物繊維、ビタミン、無機質	high rich in, excellent source of	タイ RDI に占める当該栄養成分量が 20%以上
	good source, contains, provides	タイ RDI に占める当該栄養成分量が 10-19%以上

なお、これらの表示形式及び判断基準はコーデックス委員会が定めるものと同様である。ただし、栄養参照量には、タイ RDI（6 歳以上のタイ人が 1 日あたり摂取すべき推奨栄養所要量）を用いることとされている。

2 栄養素比較強調表示 (Nutrient Comparative Claim)

「栄養素比較強調表示」とは、2 種類以上の食品中に含まれる栄養成分の量や熱量を比較する表示のこと。例えば、「～よりカロリーが低い」、「ビタミン D を添加した」等の表示をいう。

比較表示の対象として用いられる比較対象食品は、①製造業者自身の通常の調整方法を用いた製品、又は②国内で一般に販売されているその食品を代表する同種の製品に限られる。

栄養素比較強調表示を行う場合には、比較表示対象となる熱量/栄養素の含有量についてあらかじめ定められた基準を満たす必要がある。

具体的な表示及び基準の例は、以下のとおりである。なお、表示形式及び判断基準はコーデックス委員会が定めるものと同様である。

熱量/栄養成分	表示	基準
熱量	reduced, reduced in, less, fewer, lower, lower in	比較対象食品より 25%以上熱量を低減
	light, lite	①比較対象食品より 50%以上脂質を低減、又は②比較対象食品より 3 分の 1 以上の熱量を低減
総脂質	reduced, reduced in, less, lower, lower in, less	比較対象食品より 25%以上総脂質含有量を低減
飽和脂肪酸	reduced, reduced in, less, lower, lower in, less	比較対象食品より 25%以上飽和脂肪酸含有量を低減
	(略)	
糖類	reduced, reduced in, less, lower, lower in, less	比較対象食品より 25%以上糖類含有量を低減
たんぱく質、食物繊維、ビタミン、無機質	increased, more, added, fortified, enriched	比較対象食品と比較して、当該食品内に含まれる表示栄養成分が比較対象食品に含まれる量より多い場合、その差はタイ RDI の 10%とする。

第 3 節 健康強調表示規制の概要

1 健康強調表示の種類

タイ FDA は、健康強調表示を次の 3 種類に分類している：

- ① 「栄養機能強調表示 (Nutrient Function Claims)」
- ② 「その他の機能強調表示 (Other Function Claims)」
- ③ 「疾病リスク低減表示 (Reduction of Disease Risk Claims)」

これらの表示を行うにあたっては、表示の裏付けとなる科学的根拠を示して、タイ FDA の事前の承認を取得する必要がある。

2 健康強調表示マニュアル

(1) 法的な位置づけ

健康強調表示マニュアルは、上記の各健康強調表示の定義及び要件、科学的根拠を示す必要書類、申請方法等について定める。なお、タイ FDA に対する匿名の電話照会によれば、同マニュアルはコーデックス委員会が定める基準に基づいて作成されたとのことであった。同マニュアルは法的拘束力を有するものではないが、実務上重要な指針として機能しているようである。

(2) 違反の効果

タイ FDA に対する匿名の電話照会によれば、健康強調表示マニュアルには法的拘束力はないものであるが、食品ラベルに用いられた健康強調表示が健康強調表示マニュアルに

従って審査されたものでない場合には、タイ FDA は、当該健康強調表示が用いられた食品ラベルを虚偽又は欺瞞的な食品ラベルとみなすとのことであつた。虚偽又は欺瞞的な食品ラベルを使用した者には 30,000 バーツ以下の罰金が科される可能性がある(保健省告示第 367 号:包装された食品のラベル(Notification of the Ministry of Public Health (No. 367) B.E. 2557 (2014))¹¹⁸)。

さらに、健康強調表示マニュアルに従った審査がなされていない健康強調表示を食品ラベルに使用した場合、食品法第 41 条に定められる食品広告規制違反となるおそれがある。タイ FDA の事前の承認を受けることなく、食品の品質又は有用性についての広告又は営業目的の食品に関する表示を行った者は 5,000 バーツ以下の罰金が科される可能性がある(食品法第 41 条及び第 71 条)。

3 栄養機能強調表示(Nutrient Function Claims)

(1) 定義

「栄養機能強調表示(Nutrient Function Claims)」とは、身体の成長、発達及び正常な機能における栄養素の生理的役割を記述した強調表示をいう。例えば、「カルシウムは丈夫な骨と歯の形成を助けます。食品 A はカルシウム源です。」等の表示をいう。

(2) 概要

栄養機能強調表示を食品ラベルに使用する場合には、タイ FDA による事前承認が必要となる。ただし、栄養機能強調表示通知に掲げられる 29 種類の栄養成分の機能について所定の表現を用いて表示する場合には、タイ FDA に対する科学的根拠の提出を省略することができ、承認を取得することができる。

表示可能な栄養成分及び機能の例は、以下のとおりである(栄養機能強調表示通知から一部抜粋)。

¹¹⁸ http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/V.English/No.%20367%20Labeling%20of%20Prepackaged%20Foods%20-edit%2010-2-15.pdf

No.	栄養成分	表示可能な機能
1	たんぱく質	・成長に必要となり、疲労した肉体の修復を助ける。 ・体内の各種たんぱく質の生成に必要なアミノ酸を与える。
2	食物繊維	・腸内の内容物を増やし、排泄を助ける。
3	ビタミン A	・身体の成長を助ける。 ・視力の補助 ・身体の粘膜生成を助ける。
4	ビタミン B1	・糖質からのカロリー消費を助ける。 ・神経や筋肉の働きを助ける。
5	ビタミン B2	・ビタミン B2 は糖質、たんぱく質、脂肪からのカロリー消費を助ける
6	ナイアシン	・消化器粘膜及び皮膚を健康に保つ。 ・糖質、たんぱく質、脂肪からのカロリー消費を助ける。
	(略)	
29	塩化物	・他の成分と併せて働き、身体の酸性、アルカリ性のバランスを保つ。

(3) 承認要件

ア 表示の対象となる食品

以下の性質を有する食品であることが必要とされる。

- ① 安全かつ法令に定められた規格及び品質基準を満たすものであること(対象食品が新規の食品であって、かつ安全性試験に合格したものである場合)
- ② 保健省告示第 182 号に合致する栄養成分表示が付されていること

イ 栄養機能強調表示の使用基準

以下の性質を有するものであることが必要とされる。

- ① 表示する効果が、健康的な食生活における合理的な対象食品及び食品成分の摂取量から得られるものであること。他の食品とあわせて摂取すること(例えば、朝食用シリアルを牛乳とともに摂取すること)は、たとえ一般的又はそのように意図されているとしても、前提としてはならない。
- ② 表示する栄養素は、保健省告示第 182 号が定める、6 歳以上のタイ人が 1 日に摂取すべき栄養素(タイ栄養摂取基準:RDI)として挙げられているものでなければならない。
- ③ 表示する栄養素の摂取量の増量又は減量を推奨しようとする場合には、表示する増減量が栄養素含有量強調表示の基準を満たしている必要がある。
- ④ 栄養機能強調表示を行う食品が、基準量を超える総脂質、飽和脂肪、コレステロール又は塩分を含む場合には、所定の方法に従って、それらの成分量をラベルに記載しなければならない。
- ⑤ 栄養機能強調表示は、現在の関連ある科学的証拠に基づかなければならず、証明のレベルは主張した効果の種類及び一般的に受け入れられているデータの科学的レビューにより認められた健康との関連性を立証するために十分でなければならない。また、

科学的証拠は新たな知見が利用可能になった場合には再検討されるべきである。栄養機能強調表示は以下の 2 つの部分から構成される。

- ・ 栄養素の生理学的役割又は一般に受け入れられている食事と健康の関連性に関する情報
- ・ 栄養素の生理学的役割に関連する製品の組成に関する情報又は一般に受け入れられている食事と健康の関連性に関する情報(関連性が、食品全体又は食品の特定の組成と関連しない調査による食品に基づく場合は除く。)

最新の知識が入手可能な場合には、科学的見地から、当該強調表示を使用することの合理性を再検証しなければならない。

- ⑥ 表示された食品成分又は栄養素の量を、有効な方法により分析することが可能でなければならない。

ウ 栄養機能強調表示の表現内容及び形式

以下の基準を満たすことが要求される。

- ① タイ語で、その他の記載と同じ文字の大きさと、読みやすく記載すること(他の言語による表示を含む場合には、その意味がタイ語の記載と一致するものでなければならない。)
- ② 当該食品又は食品成分が、疾病の緩和、治癒又は予防するものであるとの誤解を生じさせるものでないこと。
- ③ タイ FDA により定められ又は承認された内容と一致すること。

エ 栄養強調表示に関するラベル・パンフレット

保健省告示第 367 号(包装された食品のラベルについて)が定める基準を満たし、下記の情報に記載することが必要とされる。

- ① 表示の対象となる食品の栄養素又はその他の成分の量
- ② 当該食品の摂取が想定される消費者のグループ(該当するものがある場合)
- ③ 表示する効果を得るために推奨される使用方法
- ④ 影響を受けやすいグループに対する食品の使用方法及び食品を避けるべきグループに関する助言(該当するものがある場合)
- ⑤ 食品や成分の最大安全摂取量(必要に応じて)
- ⑥ 「5 つの食事分類から様々なものをバランス良く適量摂取すべきであること」及び「疾病を緩和、治癒又は予防する効果はないこと」

また、栄養機能強調表示は栄養素についてのものでなければならず、当該栄養機能強調表示がなされる食品についてのものであってはならない(保健省告示第 182 号別紙 4)。

オ 承認申請資料

健康強調表示マニュアルによれば、栄養機能強調表示を実証するため、下記の資料が存在する場合には、これらを提出する必要がある。

- ① 査読付きの公表文献
- ② in vivo、ex vivo 又は in vitro の動物実験
- ③ 疫学的研究における観察的証拠であって、適切にデザイン試験から得られた数値と一致する結果を示すもの
- ④ 証拠に基づいた参考文献又はその他の定評及び信用性がある文献

カ 科学的実証基準

健康強調表示マニュアルによれば、栄養機能強調表示は、下記の科学的証拠のうちいずれかにより裏付けられる必要がある。

- ① 信用性のある専門誌で発表された文献のシステマティック・レビュー(系統的レビュー)及びメタ・アナリシス
- ② 国際的に認められた機関、団体又は専門委員会によって認められ、信用性のある技術的見解
- ③ 信用性のある専門誌で発表された、適切にデザインされたヒト介入試験又はその他の合理的なヒト介入試験(サンプル数及び予備調査数が十分であるもの)

キ 必要とされる科学的実証のレベル

タイ FDA に対する匿名の電話照会によれば、食品ラベル上の栄養機能強調表示に関する審査は、健康強調表示マニュアルに沿って実施され、同マニュアルは、CODEX ガイドライン及び Aggett PJ 著の論文「The Process for the Assessment of Scientific Support for Claims on Food」に示された評価方法¹¹⁹に準拠して作成されたとのことであった。したがって、栄養機能強調表示の承認を得るために要求される科学的実証のレベルは、CODEX ガイドライン及び当該論文に沿ったものである可能性が高いと考えられる。

健康強調表示マニュアルによれば、科学的証拠の十分性は、食品又は食品成分の効能についての主張の根拠となる証拠の「質」によって判断されるべきものであり、当該証拠は、推奨される使用方法、健康強調表示の趣旨、使用方法、推奨される摂取量、摂取期間、及びリスクに関する情報と一致(対応)するものでなければならないとする。

¹¹⁹ <https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pubmed/19937444>

(4) 審査手続きの概要

ア 手続きの流れ

健康強調表示マニュアルによれば、栄養機能強調表示の使用に関しタイ FDA の承認を得るまでの手続は下記のとおり。

- ① 申請者は、申請書及び添付資料を提出するため FDA にアポイントメントをとり、申請手数料として 3,000 バーツを FDA に支払う。
- ② 申請者は、申請書及び添付資料を FDA に提出し、健康強調表示の審査手数料として 69,000 バーツを FDA に支払う。
- ③ FDA の専門官に申請書及び添付資料が回付される。
- ④ FDA の専門官において、栄養機能強調表示を行うことが適切であるかを審査する。
- ⑤ 必要があれば、FDA の専門官からサブ委員会 (the Committee of Strategy Mobilization in Building Linkages between Food and Nutrition for Good Quality of Life) に対し、申請書及び添付資料並びに審査結果を上程する。
- ⑥ サブ委員会において、栄養機能強調表示を行うことが適切であるかを審査する。
- ⑦ FDA の専門官及び/又はサブ委員会による審査結果が FDA 事務局に対し回付される。
- ⑧ FDA 事務局が審査結果の通知書に署名する。
- ⑨ 審査結果通知書が申請者に送付される。

イ 標準処理期間

FDA の承認を得る手続に要する総期間は、次の場合には、審査手数料を FDA に支払った時からおよそ 280 営業日である。(①FDA の専門官及びサブ委員会による追加情報又は添付資料の要求がなされず、②サブ委員会が FDA の専門官による審査結果のレビューを行わなかった場合に、FDA 事務局がサブ委員会に対しレビューを要求せず、かつ③FDA が審査能力(キャパシティ)を有する場合)

4 その他の機能強調表示 (Other Function Claims) 及び疾病リスク低減表示 (Reduction of Disease Risk Claims)

(1) 定義

「その他の機能強調表示 (Other Function Claims)」とは、食品又は食品成分の摂取が、食生活全体の観点から身体の正常な機能又は生物活性に及ぼす特定の効果に関するものである。このような強調表示は、健康への積極的な貢献、機能の向上、あるいは健康の改善又は維持に関連している。例えば、「物質 A (物質 A が健康に関連した生理的機能あるいは

生物活性の向上又は改善に及ぼす効果を挙げる。)。食品 Y には x グラムの物質 A が含まれる。」等の表示をいう。

「疾病リスク低減表示(Reduction of Disease Risk Claims)」とは、食生活全体の観点から、食品又は食品成分の摂取を、疾病又は健康に関連した状態の発症リスクの低減と関連付けた強調表示をいう。リスクの低減とは、疾病又は健康に関連した状態の主要なリスク因子を大きく変化させることを意味している。疾病には複数のリスク因子があり、その 1 つを変化させることは、有益な効果を有することもあるればそうでないこともある。例えば、「栄養素又は物質 A が少ない健康的な食事は、疾病 D のリスクを低減させる可能性がある。食品 X は栄養素又は物質 A が少ない。」等の表示をいう。

(2) 概要

その他の機能強調表示又は疾病リスク低減表示を食品ラベルに使用する場合には、タイ FDA による事前承認が必要となる。

(3) 承認要件

ア 表示の対象となる食品

栄養機能強調表示と同じ。加えて、所定量以上の総カロリー、飽和脂肪、コレステロール及び塩分を含有しないことが必要とされる。

イ その他の機能表示及び疾病リスク低減表示の使用基準

栄養機能強調表示と同じ(ただし、②③④の要件は除く。)

ウ その他の機能表示及び疾病リスク低減表示の表現内容及び形式

栄養機能強調表示と同じ。

エ その他の機能表示及び疾病リスク低減表示に関するラベル・パンフレット

栄養機能強調表示と同じ。また、保健省告示第 367 号(包装された食品のラベルについて)の基準と合致していること。

オ 承認申請資料

栄養機能強調表示のものと同一。

カ 科学的実証基準

健康強調表示マニュアルによれば、次の科学的な証拠によって裏付けられていることが必要。

- ① 信用性のある専門誌で発表された、適切にデザインされたヒト介入試験の全文、及び
- ② 以下のいずれかの科学的根拠
 - ・ 信用性のある専門誌で発表された、文献のシステマティック・レビュー(系統的レビュー)及びメタ・アナリシス
 - ・ 国際的に認められた機関、団体又は専門委員会によって一般に認められかつ信頼性の高い技術的見解

キ 必要とされる科学的実証のレベル

栄養機能強調表示のものと同一(必要とされる科学的実証の水準は、CODEX ガイドラインの健康強調表示の科学的実証基準の水準と同水準である。)。

(4) 審査手続きの概要

ア 手続きの流れ

栄養機能強調表示のものと同一。

イ 標準審査期間

「その他の機能強調表示」及び「疾病リスク低減表示」に関する審査についても、審査手数料を支払った時からおよそ 280 営業日

5 健康強調表示の承認・拒絶事例

タイ FDA に対する匿名の電話照会によれば、タイ FDA により健康強調表示が承認・拒絶された事例を検索可能なデータベースはない。また、申請の前例も公表されていない。なお、タイ FDA の担当官による電話回答によれば、(同担当官の個人的な見解であるものの)

拒絶の主な理由は、必要書類の不足であるとのことであった¹²⁰。

第4節 栄養シンボル(Healthier Choice ロゴ)

1 関連法令

告示	保健省告示第 373 号:食品ラベル上への栄養シンボルの表示 (Notification of Ministry of Public Health (No. 373) B.E. 2559 (2016))
----	---

2 概要

(1) 制度概要

栄養シンボル(Healthier Choice ロゴ)制度とは、タイ FDA の指定する民間の認証機関が、熱量、飽和脂肪酸、コレステロール、塩分、糖質等の所定の栄養素を一定基準以下に低減した一定の食品について認証を付与し、認証を受けた食品のラベルに以下の Healthier Choice ロゴを表示可能とする制度である。



次の 8 分類の食品について栄養素・栄養素含有量についての基準が定められている。①主食、②飲料、③調味料、④乳製品、⑤インスタント食品、⑥スナック菓子、⑦アイスクリーム、⑧油脂類。ロゴ上部の表記が製品毎に異なる。

タイ FDA が指定した認証機関は、「Healthier Choice ロゴ使用申請についての公式マニュアル」(ロゴマニュアル)に従って審査する。

(2) 申請必要資料

Healthier Choice ロゴの認証申請に必要な書類は以下のとおりである。

① 申請書

¹²⁰ 2015 年 3 月 JETRO 報告書「健康食品調査(タイ)」(https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07002010/health-bgk.pdf)56 頁によれば、「商品に効果・効能を表示する場合、FDA に効果を証明して許可を得る必要があるが、この証明は非常に困難であり、実質認可取得は不可能とされる。従って、店頭で確認される健康食品、サプリメント類は、販売員が効果を口頭で伝えて推奨販売しているのが現状である。」とのことであり、タイにおいては、健康強調表示についての事前承認を取得することが困難であることがうかがわれる。

- ② 栄養素分析(5年以内に実施したもの)
- ③ Healthier Choice ロゴを使用しようとする食品ラベル
- ④ 対象食品の食品登録の記録

(3) 審査手続きの概要

タイの The Nutrition Promotion Foundation (栄養促進機関)¹²¹に対する匿名の電話照会によれば、同機関において、Healthier Choice ロゴの審査を行う場合の手続きの概要は以下のとおりである。

- ① 申請人は機関に申請書及び必要書類を提出する。
- ② 機関において審査を開始する。
- ③ 審査の結果、認証された場合、申請人は 10,000 バーツを機関に支払う。
- ④ 認証書が申請人に交付される。
- ⑤ 認証時から、3 年毎に 1,000 バーツを支払うことが必要となる。

(4) 標準処理期間

申請から認証までの標準処理期間は約 15 営業日(上記の栄養促進機関の場合)

3 栄養シンボルの認証・拒絶事例

認証を受けた事例についてのタイ語のデータベースは存在する。他方、拒絶された事例(及び拒絶理由)についてはデータベースでは公表されていない。

また、栄養促進機関に対する匿名の電話照会によれば、(同担当官の個人的な見解であるものの)拒絶の主な理由は、栄養成分要件の不充足(例えば、規定量を超えた糖質を含んでいる等)とのことであった。

さらに、栄養促進機関に対する匿名の電話照会によれば、認証を取得しようとする外国の食品製造業者、輸入業者又は販売業者に対して適用される特別な規制はないとのことであった。

4 栄養シンボル制度に関する外国当局からの照会事例

Healthier Choice ロゴの認証制度について、EU からタイの農業協同組合省・食品規格基準局に対して照会がなされており、同基準局は、2017 年 7 月 31 日付で、当該認証制度について、以下の回答を行っている。

¹²¹ <http://www.inmu.mahidol.ac.th/eng/foundation.php>

- ① 認証申請費用は、1 品目約 250 ユーロ (1, 000 バーツ) (審査期間 3 年の場合) である。
- ② 国家食品委員会の下サブ委員会 (the Committee of Strategy Mobilization in Building Linkages between Food and Nutrition for Good Quality of Life) が認めた場合には、外国の認証機関であっても、タイ FDA の指定認証機関となることが可能。
- ③ 認証手続きは、輸入業者であっても、国内の製造業者と同等に適用される。また、Healthier Choice ロゴの表示は任意である。
- ④ Healthier Choice ロゴを表示するか否かは任意であるから、当該認証制度は、タイ FDA による輸入食品に対するエンフォースメントに影響を与えることはない。

第 2 章 今後の検討課題

上記の法令調査の結果によれば、タイにおいては、食品の健康に対する効果・効能を標ぼうする健康強調表示を行おうとする場合には、タイ FDA に対して、標ぼうしようとする効果・効能を裏付ける科学的資料を提出して、審査を経て承認を受ける必要があり、食品への健康強調表示が実質的には困難であるという課題があるようである。具体的には、① 国外での販売に用いられている健康食品に健康強調表示が付されている場合にはそのままの形で輸入することができない、また、② 輸入しようとする健康食品が、タイ FDA において健康に対する効果・効能が認められていない新規の有効成分を含むものである場合には、標ぼうしようとする効果・効能を裏付ける科学的根拠資料として、タイ人での臨床試験データ等の資料提出を求められる等、審査に必要とされる提出資料を用意するために長期間を要する等の課題があることが認められた。

タイの健康強調表示に関する審査基準・制度の枠組みは、コーデックス委員会の定める健康強調表示に関する承認基準に基づいて設計されているようであるが、さらに、健康強調表示に係る承認の取得が困難となっている原因を分析するためには、タイにおける審査機関の体制・運用の実態をタイ FDA に対するヒアリング等により調査し、日本の特定保健用食品の審査プロセスや機能性食品の表示制度と同等又は類似の制度運用支援等の必要があるか検討することが考えられる。

以 上